

慎誠棧 范秉臣 英租界中國銀行内
 聚成棧 王書舫 英租界中國銀行内
 通成公司 林萬娘 佛租界十一號路

(註) 前記棉棧は年取扱額略々五萬包以上のものを示す。○印は自己計算取引のみを行ふもの。

尙注意すべきは天津に於ける此等棉棧の中には上海幫、山東幫等と稱するものあり、就中上海幫は百十三戸中十二戸を占め、上海を本店として營業してゐる棉棧である。

扱て、天津棉棧の行ふ主要業務は具體的に如何なるものであるか。棉棧が自己計算取引を行ふ場合は「代客買賣」を行ふ際の業務を自らの計算に於て行ふに過ぎないのであるから、茲には専ら棉棧が「代客買賣」を行ふ場合に於ける主要業務につき略述することとした。

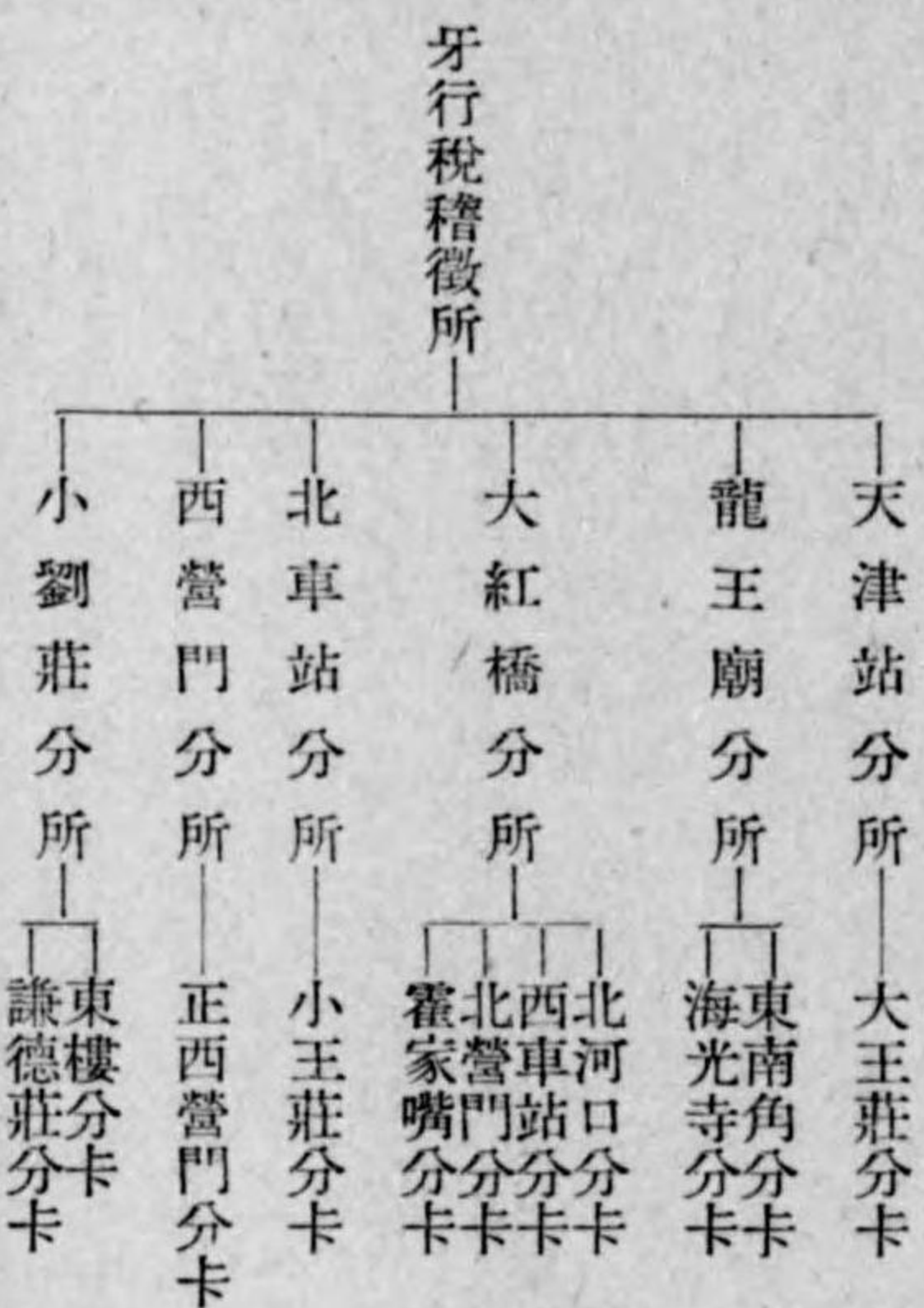
棉棧が「代客買賣」を行ふ場合の主要業務は一口に言へば取引手續の代辦と受託販賣とである。即ち(一)天津入市手續(二)到着貨物の荷卸(三)保險(四)檢驗(五)入庫(六)洋行或は紡績業者との棉花の賣買に關する一切の交渉(七)秤量及び貨物の引渡等之である。以下各項の業務内容に就いて述べる。

一 棉花の天津入市手續

出廻棉花が天津市へ搬入せらるゝ場合には總て市税として市財政局に牙行營業税を納入せねばならぬ。この牙行營業税は名目は牙行に課せらるゝ營業税であるが實際は入市税或は通過税とも言ふべきもので、天津市への棉花の流入路には夫々市財政局の分處があり、棉花の天津へ搬入せらるゝ現物を捕へて課税するものである。棉棧の係員は各徵稅分處の所在地に出張り、客の依頼により先づ出廻棉花の牙税の代納を行ふ。この時から客と棉棧の關係は取引完了し、代金の決済終了する迄終始するのである。但多くの場合、棉棧は從來からの顧客を有することは言ふ迄もない。而して又こ

の時以後棉棧は客に對し必要なる金融を與へ或は取引手續に必要な資金の立替を行ふ。棉棧の金融は銀行利子より若干高く普通月利一分にして最高一分二厘である。

現在天津市財政局の牙行營業税の徵收は次の各分處に於て行はれてゐる。



而して右の牙行營業税の稅率は市財政局に於て認定せる棉花の時價の千分の七である。昭和十四年一月現在の財政局認定の棉花時價より百斤當りの課稅額を算定すれば次の如くである。

細毛棉花 三角
 粗毛棉花 二角五分
 廢棉 六分六厘
 實棉 一角

熟 細 棉

三角五分

(註) 前述の牙税は、現在天津市公署自ら之を徴収してゐるが、従來は包税制度によつて之を徴収してゐた。その経過を簡單に見るに、この棉花牙税が地方收入に繰入れられ天津市財政局に於て徴収することゝなつたのは民國十八年以後のことである。而して當時同局は棉商公會と商議の結果、同公會をして牙税の請負徴収をなましめることゝし、期間を五箇年と定め毎年の請負額を十五萬元、税率は價格の千分の五と規定し、同年七月徴税を開始した。後二十一年八月財政局はこの税額を過少なりと認め棉商公會に増額を要求したので棉商公會は二萬元を増額したのであるが、財政局はこの増額を猶過少となし契約を取消し、新に一般に公開し請負者を募集した。入札の結果劉澹源、王芝端の二名に十八萬三千元にて落札し期間を一箇年とした。民國二十二年八月再度公開入札を行ひ、その結果李玉棟は三十二萬四千五百元を以て落札した。期間は民國二十二年八月十六日より向ふ一箇年と定めた。然るにその後半に於て天津出廻棉花數量漸減し稅收不良となり、該請負人は損失を被り請負不能となつた爲、財政局自ら之が徴収に當ることゝした。次いで民國二十四年七月再び入札を募集し劉澹源の二十二萬元に落札し期限を一箇年と定めた。民國二十五年七月には再び劉某に二十八萬元を以て落札、民國二十六年七月には四十萬五百元を以て楊敦菴に落札したるも、同年事變の勃發と共に遂に同年八月より現在の如く財政局自ら之を徴収することゝしたものである。

扱て前述の天津入市の際に於ける牙税納入に當つてはその納税手續を専門に營業とするものがあり、之を「報單行」と稱する。報單行は荷主の依頼を受けて納税手續を代辨し手数料として百包につき一元五毛を取得する。報單行の營業最も盛なりしは民國二十年以前に於ける所謂釐金税の徴收されてゐた頃のこと、當時は天津に於てもその數六、七十戸に達したと言ふが、釐金税撤廢以後その業務遽かに不振に陥り今日に於ては僅かに次の三戸を殘存するのみとなつてゐる。

大 華

天津東站前

同 義 公

天津東站前

三 合 成

天津西營門外

(註) 支那には以前亂雜極りなき貨物の通過税が徴收されてゐた。釐金がそれである。これがために支那内地に於ける商業取引は甚だしき障害を被り、遂に堪え得られずとして一八五八年英國は天津條約締結の際、奥地關稅の代償として、別に一定の金額を納付する時は通過税を支拂ふを要せずとの規定を設くるに至つた。之を抵代税と言ふ。日本に於ても明治二十九年日清通商條約締結に當り、右の英清天津條約を基礎として子口税に關する規定を設け、「清國ニアル日本臣民ガ、清國開港以外ノ地ニ於テ買入レタル一切ノ清國生産物及ビ物品ニシテ輸出セラレントスルモノハ、有税品ナル時ハ輸出税ノ二分ノ一、無税品ナル時ハ從價ノ二分五厘ニ當ル子口税ヲ支拂ヒタル」、ソノ輸出ニ際シ單ニ輸出税ヲ支拂フ外、清國各地ニ於テ各種税金、賦課金、手数料、釐金等ヲ免カルベシ。右ハ前記ノ生産物及ビ物品ニシテ通過税支拂ノ月ヨリ十二箇月期限内ニ、現ニ外國ニ輸出セラレタル場合ニ限ル」とした。爾後通商各國政府は日・英のこの條約に追隨し漸次同様の權利を取得するに到つたもので、この納税に用ひられた稅單が三聯單と稱せらるゝものである。即ち同一形式の證書が三枚連結されてゐる所からこの名稱を生じた。つまり三聯單を使用して奥地より天津へ輸送する輸出棉花は、途中の通過雜税を免除さるゝもので、その代り輸出税の外に子口税なるものを納入することゝしたのである。その後一九二五年(大正十四年)に至り遂に華商も輸出棉花に對しては三聯單の使用を許可さるゝことゝなりその代り子口税を納入することゝなつた。子口税納入の實狀は、天津入市の際、子口税として百斤に對し輸出税の半額、即ち海關兩の壹錢七分五厘を支拂ふべき所を内地關稅と同額の海關兩參錢を徴收され、その棉花が確實に輸出された場合に始めて子口税に相當する額(即ち輸出税參錢五分の半額たる壹錢七分五厘)を差引いた殘額壹錢貳分五厘の返還を受けるのであつた。報單行は即ち斯る複雑な手續を必要とした頃に繁榮した職業であつたのである。

二 到着貨物の荷卸

斯くして天津に入市せる棉花は直ちに荷卸の運びとなるのであるが、棉棧は之が一切の事務を實費を以て代辨する。

三 棉花の火災保険

牙税の納入を終つて天津へ搬入され荷卸したる棉花は直ちに火災保険にかける。一般に棉花の火災保険には次の場合がある。

(イ) 貨車待保険 奥地にて積み出しを待合せ中の棉花に對する保険である。但し地方市場に於て保険にかけらるる場合は概して少い。

(ロ) 輸送保険 汽車或は水運による輸送中の棉花に對する保険である。水運による輸送保険は從來極めて少かつた。

(ハ) 荷卸保険 天津に到着後入庫する迄の保険で、驛、檢驗或は打包中のものに對する保険である。

(ニ) 倉庫保険 在庫中の棉花に對する保険で、一般に保険料は倉敷料の中に含まれてゐる。而して天津に於て取扱はるゝ保険は主として右の内(ハ)と(ニ)の場合である。

保険料は棉花の在る場所によつて相違するは勿論、現在各保險會社の間に特に協定料率なく一定してゐないが、倉庫保険に於ける保険料は概ね次の如き標準に依つてゐる。

一千圓につき一箇年(本締、半締何れも保険料同額)

倉庫の中にある場合

七、五〇

打包工場の中にある場合

一五、〇〇

野積の場合

一五、〇〇

但し在庫一箇月の場合は右の一箇年分保険料の十二分の一とし、一箇月未滿の場合は之を一箇月と見做される。又棉花が倉庫にある場合には普通保険料は倉敷料の中に含めて計算される。

現在天津に於ける主要なる棉花保險取扱商社を示せば次の如くである。

(イ) 日本人經營のもの

(1) 三井洋行

(2) 三菱公司

(3) 國際運輸公司

(4) 大倉洋行

(5) 山下洋行

(ロ) 中國人經營のもの

(1) 安平保險公司

(2) 肇泰保險公司

(3) 寶豐保險公司

(4) 中國保險公司

(5) 天一保險公司

(6) 聯保保險公司

(7) 四明保險公司

(8) 寧紹保險公司

(9) 先施保險公司

(10) 太平保險公司

(11) 泰山保險公司

(12) 永寧保險公司

(13) 華安保險公司

(14) 永安保險公司

(15) 興華保險公司

(ハ) 外人經營のもの

(1) 美亞保險公司(米)

American Asiatic Underwriters

(2) 太古洋行(皇家保險公司)(英)

Royal Exchange Assurance Co. Ltd.

(3) 怡和洋行(怡和洋行保險部)(英)

Jardine Matheson & Co.

(4) 隆茂洋行(英)

Mackenzie & Co.

(5) 先農公司(英)

North China Ins. & Investment Co.

四 棉花の品質検査

天津に於ける棉花の品質検査は實業部天津商品檢驗局に於て行はれるもので、該局の棉花檢驗規定其他に就きては既に第四章第四節に於て之を記述した通りである。

現在天津商品檢驗局の検査能力は一日略、五千包内外にして、検査の方法は水分に於ては電氣乾燥器を用ひて乾燥し乾燥前後の重量の差を以て含水百分率を算出するもので、夾雜物に於ては一々手にて之を摘出しその重量を測定して百

分率を算定するものである。

商品検査局の品質検査は元來輸出検査であるが、天津に於ては地場紡績工場の消費原棉に對しても之を行ふこととしてゐる。然し事實上に於ては紡績工場はその消費原棉を無検査品（之を白包と稱する）のまゝ購入してゐるものが相當ある模様である。

五 倉庫

検査を終へたる棉花は商談の成立する迄倉庫に搬入せられる。倉庫の倉敷料は普通保険料を含めたるものを以て計算され七日一包につき六―七錢を普通とする。現在天津に於ける倉庫の收容能力は半プレス依にて普通二十萬俵最大三十五萬俵位と推定せられてゐる。倉庫は棉棧が自ら之を所有するものゝ外は、その建設に可なり多くの資金を要することと、且金融の便宜上現在殆ど銀行の經營に依つてゐる。銀行が在庫中の棉花に對して金融する場合は時價の七―八割を限度とし、月利八―九分、日歩三錢位を普通とする。

六 賣買の交渉

斯くして棉花が倉庫に搬入せらるゝと同時に棉棧は客に代つて洋行或は紡績業者と賣買の交渉を始める。取引契約は普通見本によつて品級を定め價格を決定する。現物の引渡場所は一般に打包公司渡し、或は紡績工場渡しであるが工場迄の距離著しく距たる時はこの間の運賃は別に之を協定するものである。

七 過磅（秤量）及び貨物の引渡

賣買契約成立すれば棉棧は買主立合の下に磅秤を用ひて重量を計り、之を買主の指定したる場所に運搬して貨物の引渡しを終る。この場合重量を計ることを過磅と言ひ、過磅の手數料は特に必要とせざるもその際使用したる苦力の勞賃として客の負擔に於て一包につき二錢を支拂ふ習慣となつてゐる。

（註）

右の場合重量の測定に磅秤を使用するのは取引單位に磅を用ふると言ふ意味ではない。輸出棉花及び紡績工場渡棉花の取引單位は一般に擔が用ひられるのであるが、支那には正確な秤がないため磅秤を用ひて重量を計り擔單位に換算して取引するのである。擔は日本の百六十匁一斤の百斤に相當し、磅秤の百三十三磅餘に當る。但し時には十六兩一斤とする支那斤百斤を以て一擔と考へられてゐる場合もあるが之は正確を缺くものである。擔が正確に日本の百斤に相當することは支那棉花の輸出が日本に始まつたことに起源するものと想像し得るが、尙その正鵠は期し難い。

元來、支那棉花の取引には面白い習慣がある。即ち支那に於ける一斤はその内容を異にする場合が屢々あるのであつて、普通支那斤一斤と稱する場合には十六兩（一兩は日本の九匁餘にして概算略々十匁に當る）を以て一斤とするのであるが、棉花の取引の場合にはその兩數が必ずしも一定してゐないのである。一例を示せば次の如くである。

河北省地方	趙縣	一斤 二十四兩	磅秤百斤	百四十斤
	藁城		三十二兩	百八十八斤
	晉縣		十八兩	百〇五斤半
	河頭		十六兩	九十二斤半
山東省地方	臨清		三厘洋秤	九十三斤

而してこの相違は單に地方的に異なるのみならず、同一地方に於ても農民から軋花店に引渡さるゝ場合と、軋花店から花行に引渡さるゝ場合とに於て相違することがある。之は實地調査に當つて十分注意を要する所である。

斯の如き一見奇異な取引單位が何故に使用せらるゝに至つたかと言ふに、之に就きては前述の乾隆帝時代に書かれた、「方觀承」の「棉花圖」の註釋を見れば簡單に頷ける。即ち「綿は定まつた價があつて豊凶によつて増減せず、たゞ斤兩に對して増減を加へる。即ち一般に物は十六兩一斤であるが、綿は二十兩で一斤とし、豊作ならば二十四兩まで増すが、なほ二十兩の價である。仲買の小商人は斤を通常の十六兩と數へて利益を取つてゐる」と。

棉棧の業務は以上に述べた如くであるが尙客の優待方法として宿舎、食事を供與してゐる。食事の賄料としては普通一日四十錢を請求する習慣であるが、取引盛にして収入多き時には無料にてサービスする。

八 棉棧の取得手数料と跑合

斯くして棉花は棉客の手より洋行或は紡績工場の手に移つたのである。この場合必要としたる費用及び手数料は如何に計算されるかと言ふに、費用は實費計算により、棉棧は之を客に請求する。但し棉業同業公會の内規によれば棉棧はこの場合客より實費に一成加算したるものを取得する習慣になつてゐる。而して「代客買賣」の場合に於て棉棧の所得を構成する主要なるものは、委託取引の手数料である。その手数料は公會の定によれば取引價額の1%となつてゐる。即ち百元につき一元である。但しこの内棉棧の實際収入となるものは七十五錢で、二十五錢は所謂「跑合」に提供されることとなつてゐる。跑合と稱するは既に一言した如く棉棧と洋行との間に立ち、賣買の仲介斡旋を本來の使命とするものであるが、今日に於ては棉棧と洋行との直接取引が行はれ、仲介斡旋を行ふことは實際上なく、従つてその存在意義は殆ど失はれてしまつた。現在尙微力乍らも餘命を保つてゐるのは洋行と棉棧との間に立ち商況の連絡をなし、或は兩者の間に紛争が起つた場合その奔走役を引受けるからである。跑合は普通洋行の店舗に陣取つてゐるが、その報酬には前述の二十五錢が充てられるもので、洋行とは何等經濟上の關係を有するものではない。

尙棉棧が棉花を奥地にて買付る際の資金輸送方法には現金を帶行する場合と銀行、銀號による滙票と稱する爲替を利用する場合とがある。

(註) 滙票は日本の爲替と同一のものである。

地方市場に於ける棉花の取引は殆ど現金で行はれてゐるが、棉棧が奥地にて買付を行ふ場合、現金を携行することは不便であ

り且危険も伴ふため、この滙票が一般に利用されてゐる。

滙票の流通方法を簡単に示せば、先づ棉棧の奥地買付員は地方市場に於て本店拂爲替を切る(この爲替は票根、滙票、存根に分たれ、票根は本店に送付され證據となり、存根は發行人即ち買付員の控へとなり、滙票が爲替となるのである)。買付員はこの爲替を地方の有力商店(銀號、織棧、棉紗莊、雜貨莊等)にて割引を受け、現金に引換へて地方花店に支拂ふのである。

一方地方の有力商店は物資を仕入れるため天津市場に出る時、現金を携行せずこの爲替を持參し、爲替發行棉棧に至り、その署名捺印を求め、指定銀號に至り現金を受領するか、又は同銀號の自己口座に振換へるのである。

この場合棉棧は銀號に預金を有するものもあるが、多くは銀行に預金を有し、銀號は前記爲替を入手したる後銀行にて割引を受け現金を受取るものが多い。

又現在行はるゝ取引は總て現物取引であるが、從來先物取引の行はれたことも屢々あつた。嘗て大正十二年及び昭和八年頃、先物契約の不履行に陥り洋行筋は之がため損失を被りたることあり、最近に至りて漸く警戒され始め、今日に於ては先物契約は行はれなくなつた。

第四款 天津に於ける洋行筋と梱包及び輸移出手續

前款迄に述べたる所によつて棉花は愈々棉業者或は紡績業者の手に移り、一方は輸移出に向けられ、他方は紡績工場消費に充てらるゝ迄に至つた。以下天津に於ける棉業者たる洋行筋及びその輸移出手續、梱包等に就きて説述することとする。

一 洋行筋

天津棉花の上海向け移出は主として既に述べたる上海幫と稱せらるゝ棉棧によりて行はるゝものである。洋行と稱す

るのは中国人以外の外人商社の意であつて、外國向け輸出は主としてこの洋行筋に依つて行はれてゐる。天津棉花の輸出先は僅に歐米向けのものある外は大部分日本である故洋行筋は日本人商社を大部分とし、外人商社にして棉花専門の輸出商は僅に一戸に過ぎない。現在天津に於ける主なる洋行筋は次の如くである。

- (1) 東棉洋行 東洋棉花株式會社天津支店(三井物産傍系)
- (2) 江商洋行 江商株式會社天津支店
- (3) 日信洋行 日本棉花株式會社天津支店
- (4) 伊藤洋行 伊藤忠商事會社天津支店
- (5) 三昌洋行 代表者 岡本久雄(株式經營)
- (6) 松本洋行 代表者 原田萬造(個人經營)
- (7) 瀛華洋行 代表者 林直次(個人經營)
- (8) 榮大洋行 代表者 及川建吉(個人經營)
- (9) 增幸洋行 代表者 上田茂(株式)
- (10) 正華洋行 代表者 藤井清(合資組織)
- (11) 增田洋行 代表者 小林秀人(增田商店、株式)
- (12) 三菱公司 三菱商事株式會社天津支店
- (13) 武齋洋行 代表者 武内進三(株式)

(14) 天津棉花輸出協會

(15) ボルカート(華名福家洋行) 國籍瑞西

民國二十六年九月より同二十七年八月に至る天津各商社別、輸出先別棉花取扱數を示せば次の如くである。

一、細毛 單位(擔)

商社	日本	朝鮮	滿洲	支那	合計
東棉	三〇、二二六	四、六二二	三、七六五	八、七三三	三六、三四五
日信	一八、八〇〇	四、五六〇	一〇、七七一	五、〇四七	二八、五六八
江商	一三、一〇八	一四、四四〇	一〇、八二〇	四四、九一六	一三、三三四
伊藤	九七、〇〇三	三、八〇〇	一四、四五九	三六、五七〇	一五、九一九
三昌	五九、八五〇		一、一四〇	三、一〇〇	六、一三〇
同義	五、八一〇			三、七	五、四四七
瀛華	五、二八六		一、三三三	四、四〇	七、〇二九
榮大	三六、七六〇			三、七〇	三六、七六〇
增幸	三六、四八〇			一、一四〇	三六、七〇
正華	三〇、八二九	一〇、三九九		一、一四〇	四三、三〇八
同華	二六、三三〇			二、六〇	二六、九三〇
增田	二、二八〇				二、二八〇
鐘紡	一三、九八四	五、七〇〇			一九、六八四

兼三	松	11,720									11,720
興	隆	4,100									4,100
ボル	カ 1 ト	8,850									8,850
其	他 邦 商	3,362	338								3,700
同	字 商										
同	德										
同	海										
合	計	97,490	83,698		83,953		44,526	1,593,666			1,593,666

(註) 天津東棉洋行調査資料による。

二、粗毛 単位(擔)

商社	日本	朝鮮	滿洲	支那	港	米	國	獨逸	英佛	濠	等	合	計
東 出 津 協	13,418	8,400	4,264										26,082
輪 會 花			1,569										1,569
松 本	11,837	1,310		4,577									14,724
寶 記	2,548		1,500										4,048
武 齋	1,080												1,080
合	計												43,483

三 昌	2,658												2,658
瀛 華	1,177												1,177
正 華	1,005	99											1,104
同 興	777												777
增 幸	477												477
榮 大	925												925
日 綿		77											77
高 岡			200										200
全 南			200										400
聯 舛			2,600										2,600
通 順			855	223									1,078
人 和			719	223									942
人 記				201									201
天 成			533	223									756
歐 商			1,261			99,304		56,979					175,587
其 他	293	249		101									643
合	計	147,264	27,562	16,554	1,644	99,304	56,979	17,685					368,932

(註) 天津東棉洋行調査資料による。

第十章 北支に於ける棉花の取引

二 打 包

棉花が輸送される場合には必ず一定の荷造を必要とするものであつて、之には特殊の機械設備と技術が必要である。以下棉花の荷造、及び輸出手續に就いて記述しよう。

棉花の荷造りは特殊の操作を加へて壓縮梱包され、普通之を打包と稱してゐる。打包には堅締（機械締、或は本プレス）と半締（手締、或は半プレス）の二種類がある。

(イ) 半締 依

地方市場に於ては普通軋花店にて繰綿せる散貨を花行が購入し、半締機にかけて白布（又は麻袋）、麻繩にて梱包する。半締依は地方市場より終端市場に至る迄の間に於て廣く用ひらるゝもので、輸出用としては原則として本締として輸送される。但し粗毛は甚だしく強壓する時は纖維の品質を害する。又製綿用のものは漂白の際半締のまゝ硫黄を通し得るため、日本向けのものは總て半締のまゝ輸送される。唯歐米向けのものは遠距離のため運賃其他の關係上之を本締として輸送する。

半締の荷造は四、五人の人力による最も簡單なる舊式木造手締機より數十人の人力による進歩した半プレス機械によりて行はれ、プレス機一臺の梱包能力も一定せず、一時間二、三依より二、三十依に及び、打包されたる棉依もその寸法、形状が各地區々である。普通その體積、重量は概ね次の如くである。

體積	約 十七立方尺（十七才）
重量	二〇〇封度（一五〇斤）
一立方尺の密度	一二封度
半締機械の價格	一臺僅か百七、八十元前後の簡單なるものより、二千五百元位に及ぶものあり、一擔當りのプレス

賃は包装材料費を含めて普通八、九十錢程度である。

(ロ) 堅締 依

半締依は長距離輸送としては尙容積過大なるのみならずその包装不完全なるを免れず、従つて日本向け粗毛を除く外の輸出用棉花は一般に本締として輸送される。本締機械の設備には多くの固定資金を必要とする故個人設備を有するものなく、獨立したる專業の打包工場を形成してゐる。従來北支三省に於て打包工場を有するは天津及び濟南のみであつた。本締打包機械は獨逸、英吉利製品が用ひられ強力なる水壓を利用して壓縮するもので、荷造材料には強靱なる麻布及び帶鐵（鋼鐵板）を用ひる。寸法、形状も統一され概ね次の標準によつてゐる。

體積	一一立方尺（一一才）
重量	五〇〇封度（三七五斤）
一立方尺の密度	四六封度

本締依の打包賃は北支棉花株式會社天津工場の標準によれば一擔當一圓七十錢にして、一依六圓三十七錢五厘となる。因に同社に設備せる打包機は獨逸製品にして英貨九千磅なるも爲替關係により天津工場のもは昭和十二年四月、時價約二十萬圓を以て濟南工場のもは昭和十三年五月、時價三十萬圓を以て購入したりと言ふ。

地方市場から半締依として天津に輸送せられたるものは一度解包して、再び本締に梱包し代へられるのであるが、何故に斯る手数を必要とするのであるか。その主なる理由は次の如くである。

(一) 運賃の節減と積載能力の完全利用

棉花は一般商品中最も嵩張るものゝ一つで空間を占むること大なるものである。然るに次表に見るが如く堅締依は半締依に比し容積少く運賃の節減を計り得るのみならず、運送機關の積載能力を完全に利用し得て船腹拂底し且石炭

ガンリン等の資源節約の必要の折柄よく國策線に沿ひ得るの利がある。その積載能力及び運賃比較次の如くである。

貨車	半締依		堅締依(半締依換算)	
	積載比較一車	運賃比較	積載比較一車	運賃比較
トラック	一〇〇	一〇	二五〇	四
汽船	積載比較一噸	一〇	五〇	八
	運賃比較	二・四	四	一〇
汽船	積載比較一噸	一〇	三・五	一〇

(北支棉花會社算出)

即ち右表に見るが如く、例へば貨車にて半締依五車を要する場合堅締依に改装すれば二車にて足り、従つて運賃は同様の割合を以て遞減する。

(二) 規格の統一と品質の向上

北支棉花の最大缺陷は品質の不統一と夾雜物の混入とである。一般に棉花の輸出單位量は一ロット即ち堅締依一〇〇依(半締依二五〇依分)であるが、解包して本締となすことにより各地花行より納入せられたる小口物を混棉し夾雜物を含む不良棉花を除き、一定規格の商品を作りて輸出し得るの利がある。

(三) 火災防止

棉花は極めて引火し易き商品にして頻々として起る棉花火災の損失は天津に於ても相當額に上つてゐる。發火の原因は荷造りの不完全と保管場所の不整備に基因する。即ち半締依は荷崩れ、亂俵等多く極めて引火し易き状態にある。

然るに之を堅締となし包装を完全にし且容積の縮小を計り保管場所を安全にすることにより火災の虞を減じ得る。

(四) 缺斤の減少

包装不完全なる棉花は荷崩れ、亂俵のため棉花の散失、乾燥により缺斤するもの普通二・五%内外に及ぶも、本締とする時は一%程度に減少し得る。

以上本締と半締とを比較し本締の優れる點を見たのであるが、半締を解装して本締となすには前述の如く一擔當一圓七十錢程度の梱包費を要する。運送上本締と半締は何れがどの程度に採算上有利であるかは前記の諸項を考慮する外、尙輸送完了後解包したる場合、使用せられたる包装材料の廢棄價格其他を計算に入れるを要し、簡單に之を算定することとは困難であるが、試みに貨車運賃のみに就きて彰德—天津間の本締、半締の採算關係を示せば次の如くである。

(昭十四、四月現在)

三十噸貨車、細毛(四級品扱ひ)の場合とす。

(1) 本締依運賃(百依、二十四噸運賃計算)

$$\begin{aligned} \text{彰德—天津間} \left\{ \begin{array}{l} \text{運賃} \{ (24.27 - 0.10) + (4.49 - 0.10) \} \times 24 = 685.44 \\ \text{手数料} (0.50 + 0.35) \times 24 \\ \text{計} \end{array} \right. &= 20.40 \\ &= 705.84 \end{aligned}$$

(2) 半締依運賃(百依、十八噸運賃計算)

$$\begin{aligned} \text{彰德—天津間} \left\{ \begin{array}{l} \text{運賃} \{ (24.27 - 0.10) + (4.49 - 0.10) \} \times 18 = 514.08 \\ \text{手数料} (0.50 + 0.35) \times 18 \\ \text{計} \end{array} \right. &= 15.30 \\ &= 529.38 \end{aligned}$$

(3) 各一擔當運賃換算

本縮一俵 380斤 — 7,0584 ÷ 3.8 = 1,866
 半縮一俵 150斤 — 5,2938 ÷ 1.5 = 3,533

即ち一擔當鐵道運賃及び手数料は本縮俵一圓八十六錢、半縮俵三圓五十三錢、その差額は一圓六十七錢となる。之を一擔一圓七十錢の本縮費に比すれば尙僅に三錢の損失となるが、之を運賃以外の前述の利點、就中本縮と半縮の缺斤差を考慮に入れるならば、本縮俵による輸送が明かに本縮費をカバーして尙相當の餘剰を齎らすことが解る。但しこの優利さも一に懸て鐵道運賃政策の如何により左右せらるゝものであることは特に注意を要する事柄である。猶日本向輸出の場合に於ては次の如く運賃のみによつて梱包費を償ひ尙可なりの餘剰を示してゐる。

天津或は塘沽 棉花船運賃計算 (北支棉花會社算出)
 門司・神戸・大阪間

(近海郵船並大阪商船扱ひ・昭和十三年八月以降)

運賃 計	半 縮 俵		堅 縮 俵	
	建 値 一 俵	一 擔 換 算	建 値 四 〇 立 方 尺 (一 噸)	一 俵 換 算
三・六〇	二・四〇	一〇・三五	二・五八	〇・六〇
一・二〇	〇・八〇	三・五〇	〇・八七五	〇・三三
四・八〇	三・二〇	一三・八五	三・四六三	〇・九三
(備 考)	一俵の重量一・五擔	(一噸の俵数は四俵 一俵の重量は三・七五擔)		

備考 本表は通常三月—十一月間の運賃にして、十二月—二月迄の冬季間は解賃五割増となる。又運賃建値は一割の割戻額を差引きたるものを計上す。

右によりて見るに本縮一擔當九十二錢三厘に比し半縮は三圓二十錢となり、その差額は二圓二十七錢七厘にして之を本縮費一擔當一圓七十錢に比すれば五十七錢七厘の利となる。

次に現在天津にある打包工場を示せば次の如くである。

(1) 北支棉花株式會社打包工場

本會社は昭和十三年三月興中公司の傍系會社として資本金三百萬圓を以て設立された。その事業は倉庫、繰綿及び打包、混棉工場の經營等である。打包工場は天津の外、濟南、彰德等にも之を有し、天津工場は一時間五〇〇封度俵三十八俵を普通とし最大四十五俵迄の打包能力を有する。事變以來日本向輸出棉花を一手に引受け着々その業績を擧げてゐる。

(2) 隆茂洋行天津分行 Mackenzie & Co. Ltd.
 英商。梱包は棉花の外羊毛、駝毛、獸皮等をも行ふ。平均一日の打包能力は棉花は四〇〇斤俵二五〇俵である。

(3) 天津打包股份有限公司
 華商。棉花の外羊毛、毛皮、甘草等をも打包する。打包機二臺あり平均一日一臺打包能力五〇〇封度俵一二〇俵である。

(4) 仁記洋行 William Forbes & Co. Ltd.
 英商。打包機二臺あり、棉花、獸皮等を梱包し、棉花は一臺一日一二〇俵の打包能力がある。

(5) 新泰興洋行 Willson Co.

第十章 北支に於ける棉花の取引

英商。主として羊毛、皮革の打包、四〇〇斤俵一日一五〇—二〇〇俵の打包能力がある。

(6) 怡和洋行天津分行 Jardine Matheson & Co. Ltd.

英商。棉花、羊毛、獸皮等を打包し、その能力は一日平均棉花二〇〇俵である。

(7) 高林洋行 Collins & Co. Ltd.

英商。棉花、羊毛、皮革等を營業とし打包能力は一日平均一五〇俵である。

(8) 平和洋行 Liddel Bros. & Co. Ltd.

英商。棉花、羊毛、獸皮を營業とし、打包機二臺あり、棉花打包能力は一日一臺一五〇俵である。

三 輸移出手續

以上によりて棉花は唯輸移出手續を待つのみとなつた。棉花の輸出手續には輸移出申告書に商品檢驗局の検査證、プレス工場の重量表、及び船會社の積荷指圖書 (Shipping order) を添へ輸出税を支拂ひ、船會社と交渉して積荷を終へて完了するのである。現在棉花の輸出税は暫時免稅、屑棉は百疋國幣三十七錢となつてゐる。因に事變前に於ける棉花輸出税は百疋につき國幣三圓十錢であり、輸入税は事變前金單位五圓、現在三圓四十七錢となつてゐる。

右の輸出手續は今日普通棉業者直接に之を行つてゐるが、尙その手續を專業としてゐるものがある。専門の通關業者を報關行と言ふ。通關業者には邦人經營のものとしては現在天津には十九戸あり、中でも結城洋行、通裕洋行、山下洋行、國際運輸等が主なるものである。支那人經營の報關行は七十餘戸あり、天津報關行同業公會を組織してゐるが、棉花の通關を代辦するものは現在實報關行、洪昌報關行の二戸である。報關行の通關手續料は半プレス一俵につき一錢本プレス一俵につき三錢で、邦人經營のものは一件につき普通三圓程度である。斯くして北支の棉花は上海、日本、遠くは歐米へ輸送されることとなる。

第五款 天津に於ける棉業組合

天津に於ける棉花に關する組合には華人側に天津棉業同業公會、熟花業同業公會、邦人側に天津棉花同業會、天津棉花輸出協會、天津雜棉同業組合等がある。

一 天津棉業同業公會及び熟花業同業公會

天津棉業同業公會は天津に於ける華商棉棧の同業公會にして日本租界にあり、同業者の連絡親睦機關で現在會員百十三名を擁してゐる。熟花業同業公會は打綿業者の同業公會であつて、その棉花は主として落綿、古綿等を取扱つて居り會員三十餘あり、極めて小規模の商業者の公會である。

二 天津棉花同業會

天津棉花同業會は天津に於ける邦人棉業者の連絡親睦機關で、現在會員二十六名を有する。本會定款及び會員氏名を示せば次の如くである。

(1) 天津棉花同業會定款 (昭和十三年十一月改正)

第一章 總 則

第一條 本會ハ天津棉花同業會ト稱ス

第二條 本會ノ目的左ノ如シ

一、北支棉花ノ改良増産及棉花取引ノ振興發展ヲ圖ルコト

一、會員相互ノ親睦並ニ共通ノ利益増進ヲ圖ルコト

一、内外各地綿業團體トノ連絡、協調並ニ取引ノ圓滑ヲ圖ルコト

一、右ノ目的達成ニ必要ナル共同施設ヲナスコト

第三條 本會ハ必要ニ應ジ棉花代理買付及之ニ關聯スル業務ヲ行フコトヲ得
前項業務ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本會ノ事務所ヲ天津市ニ置ク

本會ハ必要ニ應ジ北支ニ於ケル棉花集散地ニ支部ヲ置クコトヲ得

第二章 會 員

第五條 本會ハ天津市ニ營業所ヲ有スル日本人棉花取扱業者ヲ以テ組織ス

第六條 本會々員ヲラントスル者ハ會員二名以上ノ紹介ヲ以テ會長宛加入ノ申込ヲ爲スベシ
加入ノ決定ハ會員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テス

第七條 本會々員ハ信認金壹千五百圓ヲ納入スベキモノトス

第八條 本會ハ左ノ入會金及會費ヲ徴收シ經費支辨ニ充ツ

- 一、入會金 一〇〇圓
- 一、會費 年額 一二〇圓

第九條 會費ハ毎年十月其ノ年度分ヲ前納スルモノトス但シ新規ニ加入スル者ハ加入ノ決定ト同時ニ信認金、入會金及
其ノ年度ノ會費ヲ納入スルモノトス

徴收セル入會金及會費ハ如何ナル理由アルモ之ヲ返還セザルモノトス

第十條 本會々員ニシテ會費ヲ納入ヲ怠リタル者或ハ本會ノ決議ニ反シ又ハ本會ノ名譽ヲ毀損スル行爲アリタル者ハ總
會ノ決議ニ依リ誠告懲罰又ハ除名ニ附スルコトアルベシ

除名セラレタル者ニ對シテハ信認金ヲ返還セズ

第三章 役員及職員

第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名
- 一、副會長 二名
- 一、評議員 八名

評議員ハ會員中ヨリ選舉シ會長及副會長ハ評議員中ヨリ互選ス

第十二條 役員ノ任期ハ一箇年トシ毎年定期總會ノ當日之ヲ選舉ス但シ重任ヲ妨ゲズ

第十三條 役員ニ闕員ヲ生ジタルトキハ第十一條第二項ノ手續ニ依リ之ヲ補闕ス

補闕選舉ニ依リテ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十四條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ副會長之ヲ代理ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ諸般ノ事務ヲ處理ス評議員ハ本會ノ重要事項ヲ審議ス

第十五條 本會ニ左ノ職員ヲ置クコトヲ得

- 一、書記長 一名
- 一、書記 若干名

書記長ハ會長ノ命ヲ承ケ一般會務ヲ處理シ書記ハ書記長ノ命ヲ承ケ會務ヲ分掌ス

第十六條 職員ノ任免黜陟ハ評議員會ニ諮リ會長之ヲ處理ス

第四章 會 議

第十七條 會議ヲ分チテ總會、評議員會、ノ二トス

第十八條 定期總會ハ毎年九月之ヲ召集ス

第十九條 會長又ハ評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ會員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ召集ス

第二十條 總會ハ會員三分ノ二以上ノ出席アルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第二十一條 總會ノ議事ハ出席シタル會員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス但シ全會員取扱高ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得ザルトキハ之ヲ無効トス

總會ニ於テ決議ニ至ラザル議事ハ評議員會ニ於テ審議研究ノ上更ニ總會ノ議ニ附スルコトヲ得

第二十二條 評議員會ハ會長必要ト認メタルトキ又ハ評議員二名以上ノ請求アリタルトキ會長之ヲ召集ス

第二十三條 評議員會ハ五名以上ノ出席アルニ非ザレバ之ヲ開クコトヲ得ズ

第二十四條 評議員會ノ議事ハ出席シタル評議員ノ過半數ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

會長ニ於テ適當ト認メタルトキハ書面ニ依ル表決方法ヲ以テ評議員會ノ決議ニ代フルコトヲ得

附 則

第二十五條 本定款ハ總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

(2) 會員氏名

- 伊藤忠商事會社 日信洋行 堀井洋行
- 寶記海外貿易公司 東棉洋行 同義興號
- 同華茂號 泰信洋行 大上洋行

- 中野洋行 南信洋行 增田洋行
- 增幸洋行 松本洋行 武齊洋行
- 武齊商行 江商洋行 榮大號
- 瀛華洋行 三昌洋行 裕華洋行
- 晋信洋行 正華洋行 振泰洋行
- 茂記洋行 清喜洋行

三 天津棉花輸出協會

天津棉花輸出協會は昭和十三年一月の設立に係り、大日本北支棉花輸入統制協會と協定し、北支産製綿用棉花の統一的輸出機關として成立した。即ち粗毛は總て本協會の手によつて輸出せられることとなつてゐる。本協會々則、細則及び會員を示せば次の如くである。

(1) 天津棉花輸出協會々則

第一章 總 則

第一條 本協會ハ天津棉花輸出協會ト稱ス

第二條 本協會ハ天津棉花同業組合ノ組合員ニシテ同組合ノ推薦シタル者ヲ以テ之ヲ組織ス

第三條 本協會ハ北支ニ産出スル製綿用棉花ノ買付及之カ輸出貿易竝ニ之ニ附隨スル一切ノ業務ヲ行ヒ右棉花ノ輸出統制ヲ計ルヲ以テ目的トス

第四條 本協會事務所ハ天津日本租界榮街十三號榮大號内ニ置ク

第二章 役 員

第十章 北支に於ける棉花の取引

第五條 本協會ニ理事及監事ヲ置ク

理事ハ五人トシ監事ハ二人トス

理事中一人ヲ理事長、一人ヲ會計主任トス

第六條 前條役員ハ無記名投票ニ依ル選舉ニ依リ選任ス

理事及監事ノ任期ハ各一年トス但シ重任ヲ妨ケス

理事及監事ハ已ムヲ得サル事由アルニ非サレハ辭任スルコトヲ得ス

補缺ニ依リ選任セラレタル理事及監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 理事ハ理事會ヲ組織シ會務ヲ處理ス

第八條 理事長ハ會務ヲ統理ス

理事長ハ理事會及總會ヲ招集シ之カ議長トナル

第九條 會計主任ハ本協會ノ出納其他ノ會計事務ヲ掌ル

會計主任ハ理事會ノ命令ニ依ルニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 監事ハ財産及業務執行ノ状態ヲ監査ス

第十一條 理事及監事ハ名譽職トス

第十二條 本協會ニ必要ナル事務員若干名ヲ置ク其ノ定數、任免、服務、任期、給與及賞罰ハ理事會ニ於テ之ヲ定ム

第三章 理事會

第十三條 理事會ハ理事長ノ必要ト認メタル場合若ハ理事及監事三名以上ノ請求アリタルトキ之ヲ開ク

第十四條 理事會ハ現任理事過半數出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

理事會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決シ賛否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十五條 監事ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第十六條 理事會ハ決議ヲ以テ其ノ權限ノ一部ヲ理事長ニ委任スルコトヲ得

第四章 總會

第十七條 總會ハ定期及臨時ノ二トス

定期總會ハ毎月一回之ヲ開キ臨時總會ハ理事長ニ於テ必要ト認メタル場合及協會員三分ノ一以上ノ請求アリタル場合之ヲ開ク

第十八條 總會ハ會員ノ四分ノ三以上ノ出席アルニ非サレハ議事ヲ行フコトヲ得ス

第十九條 總會ノ表決ハ過半數ニ依ル

賛否同數ナルトキハ議長之ヲ決定ス但シ本會則第二十條第一項ノ場合ハ會員ノ四分ノ三以上ノ賛成ヲ要スルモノトス

第五章 懲罰

第二十條 本協會員ニシテ左ノ行爲アリタル者ハ理事會ノ議ニ附シ總會ノ決議ヲ經テ懲罰ニ附スルコトヲ得

懲罰ハ之ヲ分チテ諭旨退會及除名ノ二トス

一、本協會ノ體面若ハ信用ヲ失墜スルノ行爲アリタル場合

二、本協會ノ業務細則又ハ內規ニ違反シ若ハ不信ノ行爲アリタル場合

第二十一條 本協會ノ懲罰ヲ受ケ現ニ諭旨退會若ハ除名處分ニ附セラレ居ル者ハ本協會員トシテ有スル一切ノ權利ヲ喪

失スルモノトス

第十章 北支に於ける棉花の取引

第六章 退 會

第二十二條 本協會員ハ正當ノ事由ナクシテ退會スルコトヲ得ス

已ムヲ得サル事情ニ依リ本協會ヲ退會セントスル者ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第七章 資産及會計

第二十三條 本協會設立當時ノ資産ハ左記ノモノヨリ成ル

開設準備金 十二萬五千圓也

第二十四條 本協會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第八章 附 則

第二十五條 本協會ノ業務ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本協會々則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

(2) 天津棉花輸出協會細則

第一條 本細則ハ天津棉花輸出協會々則第二十五條ニ依リ之ヲ制定ス

第二條 本協會業務經營ニ要スル準備金ハ總額金五十萬圓トシ第一回拂込金ヲ金十二萬五千圓トス但シ必要ニ應シ總會

ノ決議ヲ經テ準備金額迄拂込ムコトヲ得

第三條 準備金ハ本協會員ニ限リ負擔スルコトヲ得ルモノトス

第四條 各會員ノ準備金負擔額ハ昭和十年一月一日ヨリ昭和十二年十一月三十日ニ至ル期間ニ於テ本協會員ノ日本向輸

出シタル製綿用棉花ノ俵數ヲ基準トシ創立總會ニ於テ適宜決定セル附屬別表ノ金額トス但シ第一回決定ヲ見タ

ル負擔額ハ昭和十四年一月中總會ノ決議ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

準備金ノ拂込ニ對シテハ領收證ヲ交付ス

前項ノ領收證ハ之ヲ賣買護渡シ若ハ買入ノ目的物トナスコトヲ得ス

第五條 本協會々員ハ事情ノ如何ヲ問ハス本協會ノ承認ヲ經スシテ直接天津市場ニ於テ製綿用棉花ノ買付ヲ爲スコトヲ

得ス但シ產地ニ於テ直接賣買ヲナスヲ妨ケス

第六條 本協會々員ニシテ日本内地以外ノ取引先トノ間ニ製綿用棉花ノ賣買契約ヲ締結シ若ハ締結セントスル者ハ必ス

本協會ニ對シ天津市場ニ於ケル之カ買付ヲ委託スヘキモノトス

本協會前項ノ委託ヲ受ケタルトキハ無償ニテ之カ買付ヲ代行スルモノトス

本條第一項ニ於テ日本内地ト謂フハ朝鮮、臺灣、關東州、樺太其他海外ノ屬領地ヲ含マス

第七條 本協會ノ業務上ヨリ生シタル純益ハ毎月準備金負擔額ニ應シ協會員ニ配當スルモノトス

第八條 本協會ノ業務上ヨリ生シタル損失ハ毎月準備金負擔額ニ應シ協會員ノ負擔トシ遲滞ナク之ヲ拂込マシムルモノ

トス

第九條 本細則ニ不備ノ點アルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

(3) 會員氏名

三昌洋行	松本洋行	武齊商行	同義興號
榮大號	大上洋行	東棉洋行	正華洋行
增幸洋行	實記海外貿易公司	清喜洋行	瀛華洋行
同華茂號	日信洋行	武齊洋行	茂記洋行
晋信洋行	振泰公司	泰信洋行	中野洋行

裕華洋行 增田洋行 江商洋行

四 天津雜棉同業組合

天津雜棉同業組合は紡績落綿、リントー、燒綿、濡綿、屑綿、古綿、絲屑等の賣買、輸移出を行ふことを目的として昭和十三年十二月設立せられたるものである。組合定款、組合員氏名を左に掲げよう。

(1) 天津雜棉同業組合定款

第一章 總 則

第一條 本組合ハ天津雜棉同業組合ト稱ス

第二條 本組合ノ目的左ノ如シ

一、天津ニ於ケル紡績落綿及天津棉花同業會ニテ規定セル棉花以外ノ雜屑棉ノ取引振興發展ヲ圖ルコト

一、組合員相互ノ親睦並ニ共通ノ利益増進ヲ圖ルコト

一、内外各地同業團體トノ聯絡協調並ニ取引ノ圓滑ヲ圖ルコト

一、右ノ目的達成ニ必要ナル共同施設ヲナスコト

第三條 本組合ハ必要ニ應シ大日本支那棉輸入統制協會第二部ノ趣旨ニ基キ組合員ノ申出ニ依リ組合員ノ輸出業務ヲ代行スルコトヲ得

前項業務ニ關スル規約ハ別ニ之ヲ定ム

第四條 本組合ハ事務所ヲ天津市ニ置ク

第二章 組 合 員

第五條 本組合ハ天津ニ營業所ヲ有スル日本人雜棉取扱業者ヲ以テ之ヲ組織ス

第六條 本組合員タラムトスル者ハ組合員二名以上ノ紹介ヲ以テ組合宛加入申込ヲナスヘシ加入ノ決定ハ組合員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テス

第七條 本組合員ハ信認金壹千圓ヲ納入スヘキモノトス

第八條 本組合ハ左ノ入會金及組合費ヲ徴收シ經費支辨ニ充ツ

- 一、入 會 金 金 壹百圓
- 一、組 合 費 年額金六拾圓

第九條 組合費ハ毎年十二月次年度分ヲ前納スルモノトス
但シ新加入者ハ加入決定ト同時ニ信認金、入會金及其年度ノ組合費ヲ納入スルモノトス

第十條 本組合員ニシテ組合費ノ納入ヲ怠リタル者或ハ本組合ノ決議ニ反シ又ハ名譽ヲ毀損スル行爲アリタル者ハ總會ノ決議ニ依リ誠告、懲罰又ハ除名ニ附スルコトアルヘシ
除名セラレタル者ニ對シテハ信認金ヲ返却セス

第三章 役 員

第十一條 本組合ノ役員ハ評議員及幹事トス

評議員ハ七名トシ總會ニ於テ組合員中ヨリ選舉ス

幹事ハ二名トシ評議員中ヨリ互選ス

第十二條 役員ノ任期ハ一箇年トシ毎年定期總會ノ當日之ヲ選舉ス但シ重任ヲ妨ケス

第十三條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ第十一條ノ手續キニ依リ之ヲ補缺ス
補缺選舉ニ依リ就任シタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第十章 北支に於ける棉花の取引

第十章 北支に於ける棉花の取引

第十四條 幹事ハ組合ニ於ケル諸般ノ事務ヲ處理スルモノトス

第四章 會 議

第十五條 會議ヲ分チテ總會、評議員會ノ二トス

第十六條 定期總會ハ毎年一月之ヲ召集ス

第十七條 評議員會ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ組合員三分ノ一以上ノ請求アリタルトキハ臨時總會ヲ召集ス

第十八條 總會ハ組合員三分ノ二以上ノ出席アルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第十九條 總會ノ議決ハ出席シタル組合員四分ノ三以上ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

第二十條 評議員會ハ幹事必要アリト認メタルトキ又ハ評議員二名以上ノ請求アリタルトキ幹事之ヲ召集ス

第二十一條 評議員ハ評議員會ヲ組織シ重要事項ヲ審議スルモノトス

第二十二條 評議員會ハ四名以上ノ出席アルニ非サレハ之ヲ開クコトヲ得ス

第二十三條 評議員會ノ議事ハ出席シタル評議員ノ過半数ノ同意ヲ以テ之ヲ決ス

幹事ニ於テ適當ト認メタルトキハ書面ニ依ル表決方法ヲ以テ評議員會ノ決議ニ代フルコトヲ得

附 則

第二十四條 本定款ハ總會ノ決議ニ依ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

(2) 組合員氏名(二十八名)

- | | | | |
|------|-----------|------|------|
| 伊藤洋行 | 岩井商店天津出張所 | 西川棉行 | 仁記洋行 |
| 寶記洋行 | 戸部洋行 | 大塚棉行 | 河原洋行 |
| 横矢棉行 | 泰信洋行 | 田附洋行 | 高橋商會 |

- | | | | |
|------|-------|------|------|
| 永祥洋行 | 上海吉田號 | 聯袂洋行 | 中野洋行 |
| 宗川洋行 | 山白屋商店 | 松本洋行 | 増田洋行 |
| 増幸洋行 | 榮大洋行 | 瀛華洋行 | 佐野商店 |
| 三昌洋行 | 正華洋行 | 島田商店 | 佐野洋行 |

(二) 濟南市場

第一款 濟南市場の棉花背後地とその出廻

山東省棉産額と濟南棉花出廻量比較 (單位・擔)

年	次	(甲)山東省棉産額	(乙)濟南棉花出廻量	乙甲百分比(%)
民國二一年		一、七六九、三三四	一、四九、九四七	五・三
民國二二年		一、四六八、九三三	一、〇七三、九三九	三・二
民國二三年		一、三三四、〇五三	一、一七三、四三二	八七・六
民國二四年		四、〇七、七二五	一、〇九、四七七	二七・四
民國二五年		一、七七一、三三七	一、五〇、一五七	八四・九

註 一、山東省棉産額は中國棉産統計による。
二、濟南棉花出廻量は濟南棉業同業公會調査資料による。

第十章 北支に於ける棉花の取引

濟南棉花市場の主要背後地は魯西區を主とし、魯北區の一部及び魯南區を擁するが尙河北省の御河區及び西河區のもの及び河南、陝西棉にして濟南へ出廻るものもある。普通膠濟線地方の産棉を東路貨と稱し、津浦線以西のものを西路貨と言つてゐる。濟南背後地を形成する地方には水運の便少く、僅かに魯北區に水量豊富なる小清河があるのみで、大部分の棉花は馬車或は鐵路により搬入される。津浦沿線の德縣は從來單

る通過地であつたが、棉花生産地に接近し且運河の便あり、北に天津、南に濟南を控へ價格の變動によりその何れへでも仕向け得ると言ふ好條件に恵まれ、事變以來邦人棉業者の進出盛にして棉花集散の一中心地となつた。
 民國二十一年より同二十五年に至る濟南への棉花出廻量を濟南棉業同業公會の統計によりて見れば前頁の如くである。又前記資料によりて各月別出廻數量を見れば、次表の如くで十一月に最高を示し十、十一、十二月三箇月間の出廻が最も盛である。

濟南棉花月別出廻數量 (單位・擔)

區別	年次											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
民國二十一年 (一九三二)	104,444	9,291	50,133	95,333	59,633	19,824	110,011	32,873	15,454	176,893		
民國二十二年 (一九三三)	100,933	4,824	8,221	43,147	108,069	66,574	37,100	28,261	108,155	185,952		
民國二十三年 (一九三四)	95,334	3,134	4,431	98,001	80,375	64,825	18,157	12,461	61,447	150,077		
民國二十四年 (一九三五)	134,033	47,841	68,850	95,957	76,339	46,343	49,881	5,703	28,155	131,559		
民國二十五年 (一九三六)	177,835	67,531	197,834	109,344	40,874	47,430	46,466	7,311	76,455	308,141		
民國二十六年 (一九三七)	335,763	37,506	82,433	105,363	92,739	38,126	27,534					
自民國二十一年至民國二十五年計	555,068	198,601	445,368	488,579	365,330	246,996	177,135	131,608	399,823	956,376		

量	百分比 (%)											
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
一	17.8	1.6	8.2	16.3	10.3	5.6	1.9	3.0	10.9	1.7	18.9	10.1
二	16.4	0.5	4.7	7.7	7.0	3.9	1.8	2.4	10.7	1.7	15.9	6.1
三	25.6	2.2	4.4	8.3	6.8	5.5	1.5	1.0	5.4	3.2	15.4	3.3
四	17.7	2.0	4.3	6.3	8.6	4.1	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
五	22.4	2.9	4.5	7.4	6.8	4.8	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
六	27.8	3.1	4.6	8.1	7.1	5.1	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
七	33.1	3.3	4.7	9.1	7.5	5.5	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
八	38.4	3.5	4.8	10.1	7.9	5.9	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
九	43.7	3.7	4.9	11.1	8.3	6.3	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
十	49.0	3.9	5.0	12.1	8.7	6.7	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
十一	54.3	4.1	5.1	13.1	9.1	7.1	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
十二	59.6	4.3	5.2	14.1	9.5	7.5	4.4	4.6	2.5	1.9	11.8	8.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

註 一、本統計は濟南棉業同業公會が濟南に於ける各花行につき調査せる數字を集計し作成せり。但し原數字の單位は依なりしも一
 第十章 北支に於ける棉花の取引

依り一・五擔として擔に換算せり。

二、民國二六年八月以降は事變のため不明なり。

而して濟南に集貨せられたる棉花は大部分青島へ輸送せられて同地紡績工場消費に供せられるものであるが、一部は濟南の紡績工場で消費せられる外、陸路上海へも輸送せられるを常とした。濟南より上海へ輸送さるゝ棉花の鐵路運賃は從來南京政府の特殊な保護政策により低率を以て行はれてゐた。

因に各地方棉産縣より濟南へ廻る棉花の産地別輸送狀況を示せば次の如くである。

濟南出廻棉花の産地別輸送狀況

棉花産地	輸送用具	輸送能力(大車一輛當) (貨車三〇噸當)	所要日數	運賃(擔當圓)	備考
高唐	大車	八一九包	三	一・五—二・〇	
夏津	"	"	三—四	二・〇	
清平	"	"	"	"	
臨邑	"	"	"	"	
堂邑	"	八包	"	"	
咸寧縣	"	"	四	"	
館陶	"	"	五—六	二・六—二・七	
博平	"	"	三—四	二・〇	
茌平	"	"	三—四	"	
寧津	"	"	五—六	二・七—二・八	

〔運河にて德州に運び德州より貨車にて來濟するものあり〕

〔大車にて平原に運び(所要日數一日)濟南に貨車輸送するものあり〕

〔大車にて德州に運び(所要日數三日)貨車にて來濟す〕

商河	臨邑	恩縣	德州	平原	吳橋	南宮
"	"	"	貨車	"	"	"
二—三	二—三	三—四	一	一	一	一
一・八一—一・九	"	二・〇	"	"	"	"

尙東洋棉花青島支店調査に係る昭和十年以降十三年十月迄の山東棉花の需給狀況を次に示し参考に供する事とする。

山東棉花需給一覽表

(一) 自昭和十年十月至十一年九月一箇年間(單位・擔)

供		給		需		要	
(1) 山東棉出廻	一、二九七、五〇〇	(1) 輸出	三三九、八〇〇	內譯		日本向	四二、〇〇〇
濟南	一、〇一五、五〇〇	海路上海向	一〇、〇〇〇	鐵路上海向	二八七、八〇〇		
張店	二四七、〇〇〇	鐵路上海向	二八七、八〇〇				
高密	二五、〇〇〇						
周村	一〇、〇〇〇						
(2) 前期より市場持越	一七五、〇〇〇	(2) 紡績消費	一、三八九、〇〇〇				

第十章 北支に於ける棉花の取引

第十章 北支に於ける棉花の取引

三五〇

(3) 輸移入		三〇六、四〇〇	
内譯		内譯	
米 棉	二、八〇〇	在青島紡山東棉	九二三、〇〇〇
印度 棉	一四、四〇〇	在青島紡其他の棉花	三〇六、〇〇〇
上海漢口 棉	九六、七〇〇	在濟南紡山東棉のみ	一六〇、〇〇〇
天津 棉	三四、二〇〇		
靈寶 棉	一五五、三〇〇		
海州 棉	三、〇〇〇		
(江蘇北部)			
供給計	一、七七八、九〇〇	需要計	一、七二八、八〇〇
		次期繰越市場在荷	五〇、一〇〇

(二) 自昭和十一年十月至十二年八月十一箇月間 (單位・擔)

供給		需	
(1) 山東棉出廻	一、八二三、〇〇〇	(1) 輸出	四二七、〇〇〇
内譯		内譯	
濟南	一、三〇五、〇〇〇	日本向	八七、〇〇〇
張店	四四三、〇〇〇	海州向	五、〇〇〇

(2) 前期よりの市場持越
高 密 四五、〇〇〇
周 村 三〇、〇〇〇

(2) 紡績消費
鐵路上海向 二五九、〇〇〇
海路上海向 七六、〇〇〇

(3) 輸移入	二八五、三〇〇	(2) 紡績消費	一、六七八、〇〇〇
内譯		内譯	
米 棉	四、一〇〇	在青島紡 山東棉	一、二一八、〇〇〇
上海漢口 棉	一二四、二〇〇	在青島紡其他の棉花	二八五、〇〇〇
天津 棉	九、四〇〇	在濟南紡 山東棉	一七五、〇〇〇
靈寶 棉	一三三、二〇〇		
海州 棉	一四、四〇〇		
供給計	二、一五八、四〇〇	需要計	二、一〇五、〇〇〇
		八月末市場在荷	五三、四〇〇

備考 昭和十二年九月は事變の爲不詳。
(三) 自昭和十三年一月至十月十箇月間 (單位・擔)

供給	三九六、〇〇〇	需	一三八、八〇〇
(1) 山東棉出廻		(1) 輸出	
内譯		内譯	
第十章 北支に於ける棉花の取引		三五一	

供給計	德縣	二五五、〇〇〇	日本向	六七、四〇〇	需 要 計	四七八、八〇〇
	濟南	一二六、六〇〇		上海		
	張店	九、〇〇〇	滿洲	二六、五〇〇	十月末市場在荷	七、二〇〇
	高密	五、四〇〇	朝鮮	一、三〇〇		
	(2) 一月初め市場在荷	五〇、〇〇〇	(2) 德縣より天津向け輸送	二四〇、〇〇〇		
	(3) 輪移入	四〇、〇〇〇	(3) 紡績消費(全部山東棉)	一〇〇、〇〇〇		
	内譯		内譯			
	上海棉	五、〇〇〇	在濟南紡	八〇、〇〇〇		
	海州棉	三五、〇〇〇	在青島紡	二〇、〇〇〇		
	供 給 計	四八六、〇〇〇	需 要 計	四七八、八〇〇		

備考 昭和十二年十月より十二月迄は事變の爲不詳。

第二款 濟南市場の組織と取引事情

濟南市場に於ける棉花の取引も天津市場に於けるものと大同小異である。天津市場に於ては棉花取引の中心的役割を演ずるものを棉棧と稱したが、濟南に於ては普通花行と言つてゐる。その機能は何れも棉花問屋であつて全く同一である。

濟南が棉花集散市場として登場したのは未だ比較的新しいもので、當初に於ては濟南へ出廻る棉花は専ら各産地の小販によつて搬出取引されたものであるが、宣統元年「堂邑」の花販王協三なる者が各花販の利用に供する目的を以て濟南に復成信花行を設立し、各花販のため宿泊の設備をなしたのが濟南に於ける花行の濫觴とされてゐる。従つて天津に於て貨棧が棉花専門の貨棧、則ち棉棧へ轉化したのに比しその成立の所以を異にしてゐるのである。

而して濟南に於ける花行も「代客買賣」及び自己計算取引を行ふことは既に述べた所であるが、概して濟南に於ては自己計算取引は殆どなく、「代客買賣」が一般に普及してゐる。又外莊を有する花行は極めて少く地方花行が自ら濟南市場へ出荷するものである。但し邦商にして地方市場に進出し買付に従事したのも若干あつた。

山東地方に於ける地方市場の構成は既に本章第一節總説に述べた所と同様で、取引の中心は定期市であり、棉農―軋花店―地方花行の過程をとり、棉農と軋花店の間には經紀が介在する。但し山東省に於ては棉花の運銷合作社比較的よく發達し、合作社員の生産棉花の販賣に際しては直接に濟南市場の花行に賣込まれるものも全出廻量の一割乃至一・五割はあつたと言ふ。又前述の如く濟南に於ける花行は「代客買賣」を主とするに對し、地方花行は自己計算取引を以て出荷するものが普通である。

次に濟南市場の構成要素に就て個別的に述べることゝしよう。

一 經紀

山東省に於ては花行の徴收せらるゝ税に二種類ある。一は花行營業税であり、一は佣金費と稱せらるゝものである。前者は花行營業の總收入額に課せらるゝ營業税であり、後者は所謂牙行營業税であつて花行は同時に仲介業をも兼營するものとして課徴せられる所のものである。仲介手数料のことを普通、佣金と言ひその佣金に課税せらるゝものと言ふ意味から佣金費なる名稱が來たものである。但し花行を經營しないものでも佣金費に相當するものを納入し、經紀として

の營業許可證を與へられてゐるものもある。之が普通に言はるゝ所の經紀である。地方市場の經紀は多くさうした形をとつてゐる。

次に右の課税の實際を實例に就て見るに花行營業税は營業總收入の千分の三であり、佣金費は所得せる佣金の百分の一であつて、佣錢は取引額の一・二%と規定されある故、例へば一萬元の取引ありたる場合には次の如くなるのである。

一〇、〇〇〇元 …… 花行の受託販賣價額

一二〇元 …… 花行の取得する佣錢（一萬元ノ一・二%）

税金 三〇元 …… 花行營業税（一萬元の千分ノ三）

一・二 …… 佣金費（一二〇元ノ百分ノ一）

（註）花行營業税は民國二十五年迄は千分の二なりしも同二十六年以後千分の三と改正せられた。

濟南に於ける經紀の性質は右の花行營業税と佣金費の結合徴收されてゐる所に表はれてゐるのであつて、換言すれば花行營業者が同時に經紀の機能を兼ねてゐるのである。花行の店員にして特に仲介斡旋に携はる者を花行の跑衛者と言つてゐる。

二 花 行

濟南に於ける花行は今次の事變によつて著しい打撃を受け、事變前に於ては三十戸近くに及んだ花行が民國二十七年末現在に於ては次の十一戸となり、且殆ど休業の實狀であつた。

濟南花行一覽表

花行名稱	公稱資本	經理	原籍	店員數	成立年次	備考
復成信東記	三萬元	劉賓庭	堂邑	一五	民國七年	民十九年六月改組

復成信西記	三萬元	高念九	高唐	一三	民國七年	民十九年六月改組
公益貨棧	三萬元	曲璞齋	昌邑	八	民國二年	
義中花行	一萬元	翟東升	安陽	四	民國三年	
濟西貨棧	二萬元	張冠三	冀縣	八	民國二年	
義興貨棧	二萬元	李昌五	鄒平	一五	民國一〇年	
同昌貨棧	一萬元	劉屏軒	寧晉	六	民國二年	
永康花行	四萬元	董子洋	章邱	一七	民國二年	
宏信花行	四萬元	李廣泉	威縣	二	民國二年	
致康花行	四萬元	張芳圃	南宮	五	民國二年	民二十七年改組
福記貨棧	五千元	路敬齋	南宮	八	民國二年	民二十七年改組

（註）事變前濟南に於ける最大の花行は中棉歴記と稱し中國銀行の經營せるものであつた。

濟南に於ける花行が客に對して行ふ代辦行爲は天津に於けるよりも簡單である。即ち到着貨物の荷卸、保險、倉庫への搬入、品質検査、洋行との商談、過磅、貨物の引渡しを以て完了する。

以下簡單に此等各項に就いて述べよう。

(1) 荷卸

馬車にて搬入せる場合は直ちに倉庫へ搬入するのであるが汽車にて輸送されたる場合は普通貨物の荷卸を取扱ふ所の搬業公會員をして之に當らしめる。その手数料は百包積一貨車普通五―六元を相場としてゐる。

(2) 保險

濟南に於ける邦商の棉花保険料は略々次の標準によつてゐる。

千圓につき一箇年間

一、鐵筋コンクリート倉庫内

八・五〇^甲

二、煉瓦造、瓦葺倉庫内

一一・〇〇

三、木造倉庫内又は野積

一二・〇〇

四、プレス工場内

七〇・〇〇

尙運送保険料は次の如くである。(百圓につき)

自濟南 至青島、天津

〇・一〇〇^甲

德縣 天津、濟南

〇・〇七五

德縣 青島

〇・一五〇

張店 青島

〇・〇七五

但し積込前到着後の各七日間は保險會社に於て危險負擔をなすものとす。

濟南に於ける保險會社は邦人經營のもの、中國人經營のもの、外人經營のもの、三種があり、邦人經營のものは總て代理店となつてゐる。次に國籍別に保險會社名を挙げれば左の如くである。

(イ) 邦人經營のもの

扶桑海上火災保險會社(代理店高田商店)

日本海上火災保險會社(増幸洋行)

帝國海上火災保險會社(大祥洋行)

神戸海上火災保險會社(兼松洋行)

國際火災保險會社(國際運輸公司)

三菱火災保險會社(三菱商事會社)

帝國海上火災保險會社(通運公司)

(ロ) 中國人經營のもの

中國保險公司 保豐保險公司 太平保險公司

安平保險公司 豐盛保險公司

(ハ) 外人經營のもの

揚子保險公司(英) 皇家保險公司(英)

保宏保險公司(英)

保衆保險公司(英) 泰山保險公司(英)

太古保險公司(英)

永年保險公司(英) 巴勒保險公司(英)

老公茂康記公司(英)

南英商保險公司(英) 亞美保險公司(米)

挪威保險公司(獨)

(3) 倉庫

濟南に於ける棉花倉庫は花行の所有するもの、銀行經營のもの、打包公司所有のもの等があり、その全收容能力は半締俵二十萬俵内外と推定されてゐる。倉庫の倉敷料は十五日に付き半締俵一俵保險料を含めて十五錢(内保險料五錢)を普通とする。

(4) 棉花の品質検査

山東省には従來省撥水機雜取締所があつて各地方に於て品質検査を行ふと同時に、濟南にはその下級機關として稽查處があつたことに就いては既に第五章第二節に於て述べた。又山東に於ては棉商は凡て登記を要し、之により棉商

の存在を明かにして品質検査に便したことに就いても同章に於て既に之を見た、併し乍ら此等の品質検査は單に生産検査に止り輸出品としての検査ではなく、従つて輸出用棉花は更に商品検査局の検査を必要とした。濟南には從來實業部青島商品検査局の分處ありて之が検査に當つて居り、その検査は一般に入庫後に於て見本採取の上之を行ひ検査料一擔につき六錢を徴収してきた。併し乍ら事變以來取締所も検査局分處も共にその機能を停止し、本年三月より新に山東省政府に於て棉花の品質検査機關の新設を見ることとなつてゐる。

(5) 取引契約と貨物の引渡

斯くして棉花が倉庫にある間に花行は見本を持つて洋行或は紡績工場と商談し、賣買契約を定める。契約成立の上は買主立合の上秤量し貨物を引渡す順序となる。普通貨物は倉庫渡しとする。

花行は以上の業務を代辨しその手数料として取引價額の一・二%を取得することになつてゐる。尙花行の一般職務として客の必要により金融を行ふことがある。併し乍ら花行は自己資金を有するもの少く、多くは銀行より資金を借入れて之を融通するもので一般に銀行利率より高い。濟南に於ては普通棉花に對する金融の銀行利率は月利一分一厘位であるが、花行が之を客に貸付ける時は二分二厘乃至一分五厘位で一厘乃至四厘位の差がある。けれ共客は簡單で便利なため花行より金融を受ける場合が多い。

又花行が客を優遇する爲、宿舍及び食事を提供することは天津に於けると同様である。但し普通食料として客は一日四十錢を支拂ふを習慣としてゐる。尙先物取引の行はるゝことも從來あつたと言ふが現在殆ど行はれて居らず又特に弊害を認めたことなしと言ふ。

三 洋行

東棉洋行 (東洋棉花)	日信洋行 (日本棉花)	江商洋行 (江商株式會社)
伊藤洋行 (伊藤忠商事)	久記公司	東裕洋行
米倉洋行	瀛華洋行	義昌洋行
三菱公司 (三菱商事)	瑞豐洋行	永泰洋行
山東棉花		

而して此等の棉業者は青島に支店を有するものは支店を通じて、然らざるものは直接に青島紡績工場に賣込むものである。

四 梱包業

次に濟南に於ける棉花の梱包に就て見るに、現在濟南には從來よりあつた中國銀行經營の中國棉花打包公司、中國銀行倉庫に、新に既述の北支棉花株式會社が參加して山東棉花打包公司を設立し、昭和十三年十二月より事業を開始した。打包機械は二臺で、一は以前より中國棉花打包公司が所有してゐたものであり一は北支棉花會社により購入せられたるものである。前者は三百斤俵の打包機にして一時間二十包、後者は三百七十五斤(五〇〇封度)俵、一時間普通三十六俵最大四十二俵の打包能力を有するが、現在は後者のみで使用せられてゐる。打包賃は一擔當一圓八十錢、本締一俵六圓七十五錢と定められてゐる。但しこの打包賃を以てしては青島迄の輸送には採算とれざるため、從來青島紡績工場向けとしては半プレスのままのものが輸送せられてゐた。

五 棉業組合

濟南に於ける棉業に關する組合は邦人側のものとしては濟南日本棉花同業會あり、伊藤忠、日本棉花、東洋棉花、東

裕洋行、米倉洋行、江商洋行、瀛華洋行、久記洋行、義昌洋行、三菱公司、瑞豐洋行、永泰洋行、伊藤棉行、山東棉花等を會員としてゐる。中國人側のものには濟南棉花同業公會があり、濟南に於ける花行の連絡親睦の機關となつてゐる。

終りに注意すべきことは先に一言せる如く事變以來濟南に於ける棉花市場、就中花行は殆ど壊滅し今日事業を經營するものは殆どない。その原因を見るに略、次の如くである。

(イ) 銀行の壊滅により金融の道絶え、且倉庫に寄託中の棉花は中國軍逃亡の際火を放ち焼却せしため花行の破産せるもの、家屋の倒壊せるものありて市場としての組織を缺くに至つたこと。

(ロ) 治安悪く交通不便のため地方客商の出荷激減したこと。

(ハ) 後述の棉花統制機關が設立せられたこと。

而して濟南棉花市場の新しき傾向として從來の花行が右の如くその機能を喪失した爲、他の職業より轉じたる極めて小規模の花行が新に簇生しつゝある。それは唯小規模のものであると言ふのみでその機能は全く花行に外ならない。

(三) 青島市場

第一款 青島市場の地位及びその背後地

青島は紡績工場の所在地にして棉花はその工場消費及び若干の輸移出向けの積出地として集貨せらるゝに過ぎないので、集散市場としては格別重きをなすものではない。

青島に集る棉花の背後地をなすものは濟南、張店を主とするが、その外河南、山西、陝西地方にも及ぶ。隴海線沿線

のものは同線を経て海州に集り、上海及び青島兩市場の相場如何によつて或は上海に、或は青島へ海路輸送される。隴海線地方の棉花の主要出廻地は鄭州、靈寶、渭南等にして、鄭州、渭南には堅締俵(三百七十五斤俵)を打包する所の本プレス工場があると言ふ。又時には江蘇省阜寧地方より海路ジャンクにて青島へ輸送せられるものもある由である。

第二款 青島市場の組織と取引事情

青島市場を構成する主なる要素は花行、洋行及び紡績工場である。青島に於ける棉花の税としては輸出税があるだけで、入市の際に於ける牙税等の徴收は見られない。以下市場構成の各要素に就いて略説しよう。

一 花行

青島に於ける花行は洋行或は紡績工場への賣込みを業とするもので、濟南に本據を有するものは本店より發送し來れる棉花の販賣事務をとり、然らざるものは奥地花行の出荷せるもの、「代客買賣」を行ふ。代辦手数料は取引價額の百分の一である。青島に於ける花行の主なるものは復成信、東泰、永源盛、崇實、裕中、協記等である。

二 洋行

青島に於ける紡績工場は邦人經營のもの大部分にして、而も原棉の買付は洋行を通じて行はるゝため棉花取引の中心をなすものは洋行である。洋行は一般に自己計算に於て棉花の取引をなすのであるが、若し紡績工場に代りて棉花の買付をなす時には一擔につき二十五錢の手數料を得ることゝなつてゐる。青島に於ける主なる洋行筋は東洋棉花、日本棉花、江商、三菱、瑞豐、東裕、瀛華、興源、南商店、一郡、三和、南海棉行等である。

三 紡績工場

青島に於ける紡績工場の棉花消費量は邦人紡、華人紡を合せて、事變前に於ては略、年百二、三十萬擔に達すると云

はれてゐた。然るに今次事變により邦人紡は支那軍に依り全く破壊せられ、唯一の支那側紡績たる華新紡も事變の爲操業を停止した爲、青島に於ける紡績工場は原棉消費は昨年度は十月頃より極く少量の消費を見たのみであつた。併し乍らその後業者の努力に依り今日に於ては既に事變前の六、七割程度復舊してゐるので今後は再び可なりの原棉消費を見るに至るであらう(紡績工場の詳細に就ては第十一章参照)。

四 棉花取引に附随する業務

棉花取引の附屬業務としては品質検査、保険、倉庫等がある。

(1) 棉花の品質検査

青島に於ける棉花の品質検査は輸出品のみに就て行はれ、從來實業部青島商品検査局に於てその業務をとつてゐた。但し同検査局は濟南に分處を有したるを以て、從來濟南以外の所より輸送せられたるものに就てのみ検査を行つてゐた。検査料は一擔につき六錢である。

(2) 保 險

青島に於ける保険業は總て代理店制度となつて居り次の如きものがある。

三井保險部(明治火災、東京火災、日本火災、共同火災、横濱火災海上、千代田火災、東京海上火災、大阪海上火災、大正海上火災等九社の代理取扱) 三菱商事(三菱海上代理取扱) 岡崎商會(神戸海上、旭海上代理取扱) 福成公司(豊國火災、協立火災、大阪海上、攝津海上代理取扱) 増幸洋行(日本海上代理取扱) 鈴木洋行(滿洲火災、日本海上代理取扱) 大倉商事(大倉火災、外國保險會社代理取扱) 藤洋行(帝國火災代理取扱) 山東起業(扶桑海上、東洋火災代理取扱) 豐盛公司(日本海上代理取扱) 國際公司(帝國海上、旭海上、日本海上、扶桑海上、三菱海上、滿洲火災代理取扱)等。

(3) 倉 庫

紡績工場向のものは各紡績工場に於て保管せられ、輸出用のものは銀行倉庫が利用せられる。倉敷料は保険料を含めて十五日につき本プレス一俵二十錢、半プレス一俵十五錢である。棉花倉庫には中國、交通等の中國側銀行及び邦人經營の山東起業公司の倉庫等が利用せられてゐる。

五 青島に於ける棉業組合

因に青島に於ける棉業團體には邦商によりて組織せられたる青島棉花同業會、青島棉花輸出協會等がある。前者は邦人棉業者の連絡親睦を主旨とし、後者は事變勃發以後に至りて從來の青島落棉同業組合が改組せられて出來たもので、天津棉花輸出協會とその業務を一にする。即ち事變以來紡績の落綿が減少したため、從來の落棉同業組合は之が打開の道として製綿用棉花の買付、輸出を取扱ふこととなつたものである。その會員は東棉洋行、山東棉紡株式會社、伊藤洋行、横矢棉行、興源棉行、三和洋行、高橋棉行、大青洋行、南海棉行、瀛華洋行、南棉行、日比野商店の十二戸である。

〔四〕 其他の棉花市場

一 京山線地方に於ける棉花市場

京山線地方に於ける棉花の集散市場には東河棉地帯に胥各莊(河頭)、北河棉地帯に楊村、南苑がある。

胥各莊は京山鐵路の一驛で街は小さいが東河棉地帯の棉花集散地で、鐵路及び水路に依り天津に連なり且近くに紡績工場を有する唐山を控へてゐる。胥各莊には現在七戸の花行と數十戸の花販があるが、その主なるものは大有恒、永和棧華興同(以上は「代客買賣」を主とす)、東興合、和聚長、隆記號、吉成號(以上は自己計算取引をなす)等である。

その出廻背後地は豐潤縣、灤縣の棉作地帯である。從來に於ける當地棉花の出廻量は略、十五萬乃至二十萬擔前後にして、その一部は馬車に依り唐山の華新紡に仕向けられ、他は鐵道及び運河利用の民船に依り天津市場に送られるが水

路に依るものが多い。水路に依る場合には運河碼頭（河頭）にて船積みし北塘河口に出で更に新開河を辿り天津に出るもので、三日乃至五日行程と云はれ、運賃は擔當五十錢内外である。

楊村は天津の西北六十支里、京山線の一驛であり、且亦北運河の碼頭を持ち北河棉地帯の棉花集散地をなし、鐵路及び水路に依り天津市場に結ばれてゐる。楊村の背後地は武清、寶坻、香河等の諸縣で、その生産棉花は大車に依り楊村に搬出せられる。

南苑は北京市の南方二十支里、大興縣にあり、南苑附近の棉花の集散地である。南苑に出廻る棉花は僅に二、三萬擔に過ぎないが、その品質良好なる所より特に南苑棉の銘柄を以て天津市場に知られてゐる。南苑の背後地は大興、宛平、通縣等の諸縣である。

南苑は市場としては初級市場に屬するもので數十戸の軋花店と數戸の花行がある。南苑棉は永定門驛より京山線により天津に送られる。

二 京漢線地方に於ける棉花市場

從來西河棉地帯の棉花の大半は所謂西河によつて天津へ輸送されたもので、京漢線による鐵路輸送は寧ろその小部分に過ぎなかつた。然るに事變以來治安上の不安と取引機構の變化等によつて鐵道による出廻は急激に増加し、棉産地方に於ける沿線諸都市は漸次棉花の出廻市場として重きをなすに至つた。その主なるものは保定、石家莊、高邑、及び河南省彰德等にして、就中石家莊、彰德は事變前より既に棉花市場として重要なものであつた。

石家莊は正太線の分岐點をなし、正定、藁城、趙縣、元氏、晉縣、獲鹿等の棉産縣をその背後地に控へ、事變前に於ては六戸の貨棧によりて棉花の取引が行はれてゐたのであるが、事變勃發後その中五戸は逃亡したと云はれてゐる。現在は小規模の花行や從來石炭業を兼營する棉花商等を併せて四十餘戸に及んで居り棉業同業公會を組織してゐる。邦商

の進出も事變以來自覺ましく東棉、日綿、鐘紡棉花部、三菱、三昌其他天津洋行筋の各出張所ありて棉花の收買に當つてゐる。又從來より上海中聯保險公司及中國、交通、金城、河北省等諸銀行の倉庫があり棉花を取扱つてゐた。因に石家莊市公署に於て現在落地捐として半プレス一包につき粗毛二〇錢、細毛三〇錢を徴收してゐる。尙平年に於ける石家莊棉花出廻量は二十萬擔程度とされてゐた。

彰德は河南省に屬し本稿の範圍外に出るが、京漢沿線の棉花市場としては最も重要なものである。現在主要なる花行は二十餘戸あり、彰德棉業同業公會を組織して居り邦商の進出も相當數に上つてゐる。從來中國、交通、上海等の諸銀行は保險、倉庫の業務を取扱ひ、又中國銀行は民國二十五年中國打包公司を設立し、同二十二年には上海中國棉業有限公司は中棉公司と稱する動力による繰綿機六十臺を擁する繰綿工場を設置した。現在此等の工場は軍管理工場として經營されてゐる。因に從來彰德に出廻つた棉花は三十萬擔内外とされ、天津、上海、漢口等へ輸送せられてゐたが事變後は専ら天津のみに輸送せられるに至り、天津棉花の出廻背後地として重要性を持つに至つた。

三 津浦線地方に於ける棉花市場

津浦線に於ける棉花市場として見るべきは德州である。德州は既に一言した如く、從來は單に棉花が鐵道によつて積出さるゝ積出驛に過ぎなかつたのであるが、事變以來邦商の進出せるもの多く、現に東棉、日綿等の出張所ありて棉花の買付を行つて居り、且御河棉區、魯西棉區を控へ、臨清よりは運河の便あり、今日に於ては單に積出地たるのみではなく集散市場として重きをなすに至つた。德州には現在小規模なるものを合せて花行は約七十戸に及ぶが、その性質は地方花行に屬する。從來の當地積出量は略、十二萬包内外とせられてゐる。尙德縣に於ては棉花の牙税は徴收しないが出境費として驛積出棉花一包につき二十錢を徴收し地方收入としてゐる。又德縣積出棉花に對しては民國二十七年十二月より新民會縣指導部に於て、本地方生産棉花の品質向上を圖る目的を以て検査所を設け一包につき検査料五錢を徴收

して品質検査を行つてゐる。

四 膠濟線地方に於ける棉花市場

本地方に於て見逃すべからざる棉花市場は張店で、張店は棉花市場としての沿革も古く、山東省に於ては濟南に次ぐ重要市場である。本市場は濟南と同様青島に繋がる終端市場を形成し、花行も規模大きく、その主なるもの現在二十六戸あり、棉業公會を組織してゐる。邦商にも東棉、日綿、瑞豐、宇大、瑞祥、瑞和の出張所があり、棉花の買付に當つてゐる。花行が「代客買賣」を行ふ場合の手數料は繰綿百斤につき買主より五十錢、賣主より三十錢計八十錢で、客には宿舍食事を供與し一日食費として二十錢を請求することゝ定めてゐる。尙事變前張店に出廻つた棉花は二十五萬擔前後と言はれてゐたが、事變により邦商の被害甚しく、現在は全く棉花の出廻を見ない。因に民國二十六年二月、張店の花行復成信、廣豐和、義中、恕記及び中國銀行の出資により資本金三十萬元を以て中新公司と稱する打包公司の設立が計畫されてゐたが事變により停頓したまゝとなつてゐる。

五 同蒲線地方に於ける棉花市場

山西省に於ける主要棉産地は同蒲線南半部地帯の冀雁、河東の兩區で榆次は山西省第一の棉花中心市場をなしてゐる。榆次は山西省の中央部に位し同蒲、正太兩線の交叉點にして交通至便、全省棉産額の三分の一を消費してゐたと稱せられる晋華紡績工場の所在地であり、冀雁區の前記市場よりは勿論、遠く河東區の各市場より鐵路或は馬車に依り輸送せられ、地場紡績工場に仕向けられる外鐵路、石家莊、天津へ搬出せられてゐた。

榆次への年出廻量は據るべき確かな資料がないが、事變前に於ては全省産棉の四分の三—二〇乃至三〇萬擔—に及んだと云はれてゐる。従つて花行も大なるものが七戸あり就中榆次花店は民國二十一年閏錫山の出資に依り資本金三十萬元を以て設立され、その取扱棉花は可なりの量に上つてゐた模様であるが詳細は明かでない。榆次に於ける花行は多く

は雜糧雜貨業を兼營し自己計算取引を主としてゐたやうである。

尙山西省に於ける棉花の税には出産税と花行營業税とがあり、出産税は毎百斤當四十錢、花行營業税は取扱ひ價額の千分の二となつてゐる。山西省の棉花の取引上注意すべきことは山西省には定期市に特に棉花市と稱するものがなく農民は直接地方市場の花行に賣却してゐる。之は山西棉花の沿革が極めて新しいことに基因してゐるものと考へられる。

第三節 今次事變勃發以後に於ける

取引事情の變化と輸出許可制度

第一款 取引事情の變化

一 邦人棉花業者の地方市場進出

事變前に於ける邦人棉花業者は、山東省に於ては青島、濟南、張店の各市場に本店或は支店を有し、支那側の不當なる壓迫を受け乍らも棉花の取引に參與してゐたのであるが、河北省に於ては天津市場に集中し、主として對日輸出棉花を取扱つてゐただけで、地方市場は支那人棉花業者—花行—に依つて完全に獨占せられ、僅に東洋棉花が南苑に收買代理店を設置してゐた程度に過ぎず、京漢線方面の主要地方市場へは一指も出し得ない状態にあつた。

然るに昭和十二年七月に端を發した日支事變により京漢、津浦沿線棉花市場はその大部分が戰亂に捲込まれ、從來各市場に繩張りを持つてゐた華人花行は戰禍を免れんとして或は逃亡し或は破産の憂目を見るに至り、運輸機能の停止と相俟つて取引機構は全く混亂に陥つた。之が爲棉花地帯の農民は棉花の搬出賣却不可能となり著しい苦境に陥つた。

茲に於て軍當局は棉花地帯に於ける農民宣撫の爲日本人當業者をして、此等地帯の産棉買付を慫慂しその進出と買付に便宜を供與することゝなつたが、一方業者側も興亞聖戰目的達成への寄與と多年の宿望達成の見地より當時尙治安全からざる折にも拘らず地方市場に續々進出するに至つた。斯くて昨年（昭和十三年）四月には早くも石家莊に日本人棉花同業組合が設立せられ、續いて河南省彰德にもその設立を見るに至つた。斯の如き邦人業者の地方市場進出は山東省に於ても同様であつて、このことは北支棉花の取引上劃期的變化を齎したものと云ふことが出来る。

二 取引市場と出廻経路の變化

山東省に於ては従來濟南が棉花の中心市場として勢威を振つてゐたのであるが、濟南集荷棉の最大仕向先たる青島の邦人紡績工場が支那軍に依つて破壊せられ、その仕向先を喪失し、濟南の花行が著しい戦禍を受け倒産閉店するもの多く取引機構が破壊せられた爲中心市場として重要性を喪失することゝなつた。一方治安關係から濟南出廻が困難となり今日に於ては往年の殷盛影を没してゐる。張店も従來は濟南に次ぐ棉花集散市場であつたが治安關係から出廻なく又仕向先の喪失から市場としての存在價值を低下し出廻は殆ど杜絶の状態にある。

之に反し事變後棉花の取引集散市場として德縣が出現した。事變前は德縣は單に一地方市場に過ぎなかつたが、前述した如く山東省産の棉花が従前の仕向先を喪失した爲勢ひ天津へ仕向けらるゝことゝなつた。德縣は山東省と河北省の接觸地點にあり、運河に依つて山東省最大産棉區たる魯西區に連なり且鐵路及び運河に依つて天津市場に通じて居り、その東南方には魯北區を控へてゐる關係から山東省産棉の天津出廻の據點に當り事變後天津市場への中繼市場としてその重要性を加ふるに至つた。併し乍ら青島紡績工場は着々復興の歩を進めてゐるので治安が確立し、濟南市場が復舊した曉には德縣は再び舊態に復する可能性がある。

河北省にありては事變後河川による出廻が治安關係から殆ど杜絶した爲従來西河區より民船により天津に出廻つてゐ

た棉花は殆ど鐵路輸送に依つて天津に仕向けらるゝことゝなつた。但し最近航運公會の成立と治安の回復につれ少量ではあるが河川出廻を見つゝある。

第二款 棉花の買付統制と棉花輸出許可制度

事變勃發以後に於ける取引事情の變化中特に注意すべき事は棉花の買付配給が統制せられたことゝ、之と關聯して棉花の輸出許可制度が實施せられたことである。之が實施せられたのは北支棉の供給に對し却て需要の方が遙かに大となり上海幫、華商等の投機的思惑買等が演ぜられ、何等かの形に於て需給の調整を圖らなければ北支棉業發展の將來の爲にも日滿支經濟ブロック強化の爲にも憂慮すべき暗影を投するに至つた爲である。

棉花の買付機關としては、先に設立を見たる石家莊に於ける京漢線棉花協會と濟南に於ける濟南棉花買付組合及び後に此等が改組新設されたる北支棉花協會がある。前二者の機關はもと軍需棉花の買付の必要に端を發したもので、最初の豫定は天津、濟南、石家莊に夫々同様の機關を設置して各、買付地區の協定をなさしめ、總て棉花の買付は此等機關をして獨占的に當らしめようとしたのである。

然るに天津に於ける買付機關は種々の事情により遷延し本年三月に至つたのであるが、遂に本年四月に至り此等は改組せられて北支棉花協會の設立を見ることゝなつた。濟南及び石家莊の棉花買付機關は次に示す夫々の定款に見る如く日本側棉業者によりて組織せられたる一種の棉花專買會社であつて、支那側花行は之に参加し得ず種々の無理があつた。北支棉花協會は此等の諸點を考慮して設立せられたもので、その要點は價格の公定と收買棉花の配給統制を主旨として居り、買付は日支人共自由に行ふことを得ることゝした。

棉花の輸出許可制度は北支棉花の自由輸出を禁止し、北支棉花の需給調整の圓滑化を圖る爲の一手段として昨年十一

月二十八日臨時政府より棉花輸出許可暫行條例が公布せられ即日實施せられた。斯くて同日より北支棉の輸出は總て臨時政府實業部の許可を要することゝなつた。
棉花買付機關及び輸出許可制の内容は次に示す諸規定によつて知り得るであらう。

(1) 京漢線棉花協會 (昭和十三年十一月二十日設立、同月二十八日業務開始)

一、京漢線棉花協會々則
第一章 總 則

第一條 本協會ハ京漢線棉花協會ト稱ス

第二條 本協會ハ京漢線ニ於ケル棉花業者ニシテ軍ノ指定シタルモノヲ以テ組織ス

第三條 本協會ハ軍ノ指令ニヨリ京漢沿線産棉ノ買付及其ノ配給ニ任シ併セテ對日輸出ノ確保竝ニ北支棉花ノ改良増産ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第四條 本協會ハ本部ヲ石家莊ニ支部ヲ保定、彰德ニ置キ其他必要ナ個所ニ出張所ヲ設置スルコトヲ得
本協會事務所ハ石家莊ニ置ク

第二章 役 員

第五條 本協會ニ理事及監事ヲ置ク

理事ハ五人トシ監事ハ二人トス

第六條 理事中一人ヲ理事長一人ヲ會計主任トス理事長不在トナル場合ハ理事長其ノ代理ヲ理事中ヨリ指名ス
前條役員ハ無記名投票ニ依ル選舉ニヨリ選任ス
但シ選任サレタル理事長理事及監事ハ軍ノ認可ヲ要ス

理事及監事ノ任期ハ各一年トス但シ重任ヲ妨ケス

理事及監事ハ已ムヲ得サル事由アルニ非サレハ辭任スルコトヲ得ス

補缺ニ依リ選任サレタル理事及監事ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第七條 理事ハ理事會ヲ組織シ會務ヲ處理ス

第八條 理事長ハ會務ヲ統理ス

第九條 理事長ハ理事會及總會ヲ招集シ之カ議長トナル

會計主任ハ本協會ノ出納其他ノ會計事務ヲ掌ル

會計主任ハ理事會ノ命令ニ非サレハ支拂ヲ爲スコトヲ得ス

第十條 監事ハ財産及業務執行ノ状態ヲ監査ス

第十一條 理事及監事ハ名譽職トス

第十二條 本協會ニ必要ナル棉花鑑定員及事務員若干名ヲ置ク其ノ定數任免服務任期給與及賞罰ハ理事會ニ諮リ理事長之ヲ定ム

第三章 理 事 會

第十三條 理事會ハ理事長ノ必要ト認メタル場合若ハ理事及監事三名以上ノ請求アリタル時之ヲ開ク

第十四條 理事會ハ現任理事過半數出席スルニ非サレハ開會スルコトヲ得ス

理事會ノ議事ハ過半數ヲ以テ決シ賛否同數ナルトキハ議長之ヲ決ス

第十五條 理事會ハ決議ヲ以テ其ノ權限ノ一部ヲ理事長ニ委任スルコトヲ得

第四章 總 會

第十章 北支に於ける棉花の取引

第十六條 總會ハ定期及臨時ノ二トス

定期總會ハ毎月一回之ヲ開キ臨時總會ハ理事長ニ於テ必要ト認メタル場合及協會員三分ノ一以上ノ請求アリタル場合之ヲ開ク

第十七條 總會ハ會員ノ四分ノ三以上ノ出席アルニ非サレハ議事ヲ行フコトヲ得ス

第十八條 總會ノ表決ハ過半数ニ依ル

贊否同數ナルトキハ議長之ヲ決定ス

但シ本會則第十九條第一項ノ場合ハ會員ノ四分ノ三以上ノ贊成ヲ要スルモノトス

第五章 懲 罰

第十九條 本會員ニシテ左ノ行爲アリタルモノハ理事會ノ議ニ附シ總會ノ決議ヲ經テ懲罰ニ附スルコトヲ得

懲罰ハ之ヲ分チテ諭旨退會及除名ノ二トス

一、本協會ノ體面若クハ信用ヲ失墜スルノ行爲アリタル場合

二、本協會ノ業務細則又ハ内規ニ違反シ若クハ不信ノ行爲アリタル場合

第二十條 本協會ノ懲罰ヲ受ケ現ニ諭旨退會若クハ除名處分ニ附セラレ居ル者ハ本協會員トシテ有スル一切ノ權利ヲ喪

失スルモノトス

第六章 入會及退會

第二十一條 本協會ニ新規入會セントスル者ハ協會全員ノ贊同ヲ要ス

第二十二條 本協會員ハ正當ノ事由ナクシテ退會スルコトヲ得ス

已ムヲ得サル事情ニ依リ本協會ヲ退會セントスル者ハ總會ノ承認ヲ經ルコトヲ要ス

第七章 資産及會計

第二十三條 本協會設立當時ノ資金ハ左記ノモノヨリ成ル

第一回買付準備金五百萬圓也

第二十四條 本協會ノ會計年度ハ毎年九月一日ニ始マリ翌年八月三十一日ニ終ル

本協會ノ決算及會計ニ關シテハ軍ノ檢閲ヲ要ス

第八章 附 則

第二十五條 本協會ノ業務ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第二十六條 本協會々則ハ總會ノ決議ヲ經ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

但シ變更スル場合ハ軍ノ認可ヲ要ス

第二十七條 本協會々員ノ責任ハ總テ連帶債務ヲ負フモノトス

二、京漢線棉花協會細則

第一條 本細則ハ京漢線棉花協會々則第二十五條ニ依リ之ヲ制定ス

第二條 本協會業務經營ニ要スル準備金ハ總額金壹千萬圓トシ第一回拂込金ヲ金五百萬圓トス

但シ必要ニ應シ總會ノ決議ヲ經テ準備金額迄拂込ムコトヲ得

第三條 準備金ハ本協會員ニ限り負擔スルコトヲ得ルモノトス

第四條 各會員ノ準備金負擔額ハ軍ノ定メタル率ニヨル附屬別表ノ金額トス

準備金ノ拂込ニ對スル領收證ハ之ヲ賣買讓渡シ若クハ質入ノ目的物トナスコトヲ得ス

第五條 本協會々員ハ事情ノ如何ヲ問ハス本協會ノ承認ヲ得スシテ本協會ノ買付地域内ニ於テ棉花買付及配給ヲナスコ

第十章 北支に於ける棉花の取引

トヲ得ス

第六條 本協會ノ業務上ヨリ生シタル損益ハ準備金負擔額ニ應シ配分スルモノトス
第七條 本細則ニ不備ノ點アルトキハ總會ノ決議ヲ經テ之ヲ變更スルコトヲ得

協會員割當表

東洋棉花株式會社	一四〇萬圓
日本棉花株式會社	一四〇
江商株式會社	一四〇
鐘紡棉花部	九五
伊藤忠商事株式會社	九五
瑞豐洋行	四五
三菱商事株式會社	四五
松本洋行	四五
三昌洋行	四五
裕興公司	四五
瀛華洋行	四五
東洋紡績株式會社棉花部	四五
增幸洋行	一五

役員

理事長 東洋棉花株式會社	一五
理事 日本棉花株式會社	一五
江商株式會社	一〇
伊藤忠商事株式會社	一〇
瀛華洋行	一〇
三昌洋行	一〇
裕興公司	一〇

(2) 濟南棉花買付組合 (昭和十四年一月十五日創立)

一、定款(附)組員名簿

第一章 總則

第一條 本組合ハ軍指定濟南棉花買付組合ト稱ス

第二條 本組合ハ左ノ業務ヲ行フコトヲ目的トス

第十章 北支に於ける棉花の取引

- (一) 軍指定ノ地域内ニ於ケル棉花ノ統制買付
- (二) 買付棉花ノ配給

第三條 本組合ハ本部ヲ濟南ニ、支部ヲ軍指定ノ地ニ設置スルモノトス

第四條 本組合ハ棉花業者ニシテ軍及關係官憲ノ承認ヲ得タル者ヲ以テ組織ス

第五條 組合員ノ加入、脱退ニ付テハ理事會ノ承認ヲ經、且軍及關係官憲ノ許可ヲ要ス

第二章 資金及出資

第六條 本組合ノ資金ハ國幣一千萬圓トシ之ヲ二百口ニ分チ一口ノ金額ヲ五萬圓トス

第一回拂込ハ五百萬圓トス

第七條 本組合ハ有限責任トシ、各組合員ハ其ノ出資金額ヲ限度トシテ責任ヲ負フ

第八條 本組合ノ資金ハ別表ノ割合ニテ出資ス

第九條 出資ニ對スル拂込金額及期日ハ理事會ニ於テ之ヲ定メ各出資者ニ催告スルモノトス

第十條 資金ノ拂込ヲ爲ササル者ハ除名シ且夫レカ爲當組合ニ損害ヲ及ホシタルトキハ損害賠償ノ責ヲ負フモノトス

第十一條 出資ノ讓渡ハ理事會ノ承認ヲ得且軍及關係官憲ノ許可ヲ受クルニ非サレハ之ヲ行フヲ得ス

シ組合ニ於テ必要ト認メタル場合ハ分割拂戻ヲ爲スコトアルヘシ、脱退ノ爲當組合ニ損害ヲ及ホシタルトキハ其ノ賠償ノ責ニ任ス

第三章 總 會

第十二條 定時總會ハ毎年四月、十月ノ二回之ヲ招集ス

總會ハ組合員及出資口數ノ過半數ヲ以テ成立ス

第十三條 出資者ハ出資者ニ非サル者ヲ代理人トシテ議決權ヲ行フコトヲ得ス

第十四條 總會ノ議長ハ理事長之ニ任シ理事長事故アリタル場合ハ副理事長之ニ任ス

若シ理事長、副理事長共ニ事故アリタル時ハ他ノ出席理事之ニ任ス

第十五條 總會ノ議決權ハ出資一口ヲ以テ單位トシ出席口數ノ過半數ヲ以テ議決スル事ヲ要ス、且一組合員ノ最高議決權ハ十口ヲ以テ限リトス

第十六條 總會ノ決議事項其ノ他重要事項ハ軍及關係官憲ニ届出テ認可ヲ受クルヲ要ス

第四章 理事及監事

第十七條 本組合ニ理事五名監事二名ヲ置ク

第十八條 理事ハ十口以上ノ出資者ヨリ、監事ハ五口以上ノ出資者ヨリ總會ニ於テ之ヲ選舉シ共ニ軍及關係官憲ノ承認ヲ得タル者ヲ以テス

第十九條 理事及監事ノ任期ハ一年トシ留任ヲ妨ケス

第二十條 理事ハ理事會ヲ組織シ重要ナル事項ヲ決議ス

第二十一條 理事ハ互選ヲ以テ理事長一名、副理事長一名ヲ選任スルコトヲ要ス

理事會ハ選出シタル理事長及副理事長ヲ軍及關係官憲ニ届出テ其ノ承認ヲ得ルモノトス

第二十二條 理事長ハ本組合ヲ代表ス

第二十三條 理事會ノ會長ハ理事長之ニ任シ若シ理事長事故アリタルトキハ副理事長之ニ當ル

第二十四條 監事ハ業務全般ノ監査ヲナシ之ヲ總會ニ報告スルコトヲ要ス

第十章 北支に於ける棉花の取引

第二十五條 理事長ハ事業遂行上ニ於ケル重要事項ハ其ノ都度軍及關係官憲ニ報告スルモノトス

第五章 計 算

第二十六條 本組合ノ計算ハ年二回トシ三月及九月末日ヲ計算期日トス

第二十七條 本組合ノ決算損益ノ處分ニ關シテハ軍及關係官憲ノ承諾ヲ得ルモノトス

第六章 附 則

第二十八條 買付及配給ニ關シテハ別ニ定ムル處ニ依ル

第二十九條 定款及業務ニ關スル規定ノ設定並變更ハ軍及關係官憲ノ承諾ヲ要ス

組 合 員	出資口數	出 資 額
東洋棉花株式會社	三七口	國幣 一八五萬圓
日本棉花株式會社	三五口	〃 一七五萬圓
江商株式會社	三二口	〃 一六〇萬圓
伊藤忠商事株式會社	二四口	〃 一二〇萬圓
三菱商事株式會社	二〇口	〃 一〇〇萬圓
日華興業株式會社	一八口	〃 九〇萬圓
久記公司	一二口	〃 六〇萬圓
瀛華洋行	一二口	〃 六〇萬圓
三共洋行	六口	〃 三〇萬圓

株式會社兼松商店

四口

〃 二〇萬圓

合 計 拾 名

二〇〇口

〃 一、〇〇〇萬圓

二、業務細則

第一章 買 付

第一條 組合ハ組合員ヲシテ各自ノ計算ヲ以テ買付ヲナサシム、但シ組合必要ト認メタル場合ハ組合直接買付スルコトアルヘシ

第二條 組合員ノ買付數量ハ概ネ其ノ出資ノ比率ニ據ルモノトス

第三條 組合ハ半月毎ニ在荷ノ調査及爾後半箇月ノ入荷ヲ豫想シ其ノ合計ヲ組合員ニ割當テ買付數量ヲ通告ス

組合員ハ前項ノ通告ヲ俟タスシテ買付スルコトヲ得ス

組合員ハ各自買付タル棉花ノ品種、數量及場所ヲ遲滞ナク組合ニ報告スヘシ

第四條 組合ハ必要ト認メタル時ハ前條ノ期間ヲ延長又ハ短縮スルコトヲ得

第五條 組合員ハ割當テラレタル數量ヲ超過シテ買付スルコトヲ得ス

第六條 組合ハ組合員カ正當ノ理由ナクシテ一定ノ期間内ニ其ノ通告セラレタル買付數量ノ買付ヲ履行セザリシ場合ニ

ハ其ノ不足部分ヲ當該組合員ノ計算ヲ以テ組合直接買付又ハ他ノ組合員ヲシテ買付セシムルコトヲ得

第七條 組合ハ組合員カ已ムヲ得サル事由ニヨリ一定期間内ニ通告セラレタル數量ヲ買付得サリシ場合ニハ其ノ不足部

分ヲ次ノ期間ニ當該組合員ノ買付數量ニ加算シテ買付セシムルコトヲ得

第八條 組合員ハ其ノ買付ニ組合ノ承認ヲ得テ下請人ヲ使用スルコトヲ得

下請人ノ行爲ハ之ヲ使用シタル組合員ノ責任トス組合員ハ他ノ組合員ノ下請人トナルコトヲ得ス

第十章 北支に於ける棉花の取引

第二章 買付棉花ノ引渡シ

第九條 組合員ノ買付タル棉花ハ組合員指定ノ期間、場所及價格ヲ以テ組合ニ引渡スヘシ
引渡ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第十條 組合ハ指定倉庫ニ搬入セラレタル棉花ニ對シテハ火災、盜難、掠奪、紛失ノ責任ヲ負フ
但シ品質、斤量、水氣及夾雜物ハ引渡完了迄組合員ノ責任トス

第十一條 組合ハ指定倉庫ニ搬入セラレタル棉花ニ對シテ仕切書金額ノ九割ヲ交付シ殘額ハ引渡完了ヲ俟テ精算ス
第十二條 組合ハ組合員ノ引渡シタル棉花ノ精算斤量ニ對シ一定ノ買付手数料ヲ支拂フ
買付手数料率ハ別ニ之ヲ定ム

第十三條 組合ノ引受ケタル軍需棉花ノ責任數量ニ對シテハ組合員ハ其ノ割當ニ應シ引渡シノ責任ヲ負フモノトス
但シ天災、不可抗力、其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因ル場合ハ此ノ限りニ在ラス

第三章 配 給

第十四條 組合ニ引渡サレタル棉花ハ軍及關係官憲ノ指示ニ從ヒ組合之ヲ配給ス

第十五條 組合ハ軍需棉花ノ納入ニ關シテハ其ノ引受ケタル數量ニ對シテ責任ヲ負フモノトス
但シ天災、不可抗力、其ノ他已ムヲ得サル事由ニ因ル場合ハ此ノ限りニ在ラス

軍需棉花ノ納入ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

三、資金調達ニ關スル要綱

(一) 出資總額 國幣一千萬圓 第一回拂込五百萬圓

組 合 員 出 資 額 融 資 額 及 銀 行 名

東洋棉花	一八五萬圓	正金銀行	九二五千圓	朝鮮銀行	九二五千圓
日本棉花	一七五萬圓		一七五〇千圓		
江 商	一六〇萬圓		一六〇〇千圓		
伊 忠	一一〇萬圓		五〇〇千圓		七〇〇千圓
三 菱	一〇〇萬圓		五〇〇千圓		五〇〇千圓
日 華 興 業	九〇萬圓		五〇千圓		八五〇千圓
久 記	六〇萬圓				六〇〇千圓
瀛 華	六〇萬圓		六〇〇千圓		
三 共	三〇萬圓		五〇千圓		二五〇千圓
兼 松	二〇萬圓		二〇〇千圓		
總 計	一〇〇〇萬圓		六一七五千圓		三八二五千圓

(二) 融資ノ方法

(1) 出資金ハ各組合員ニ於テ、右表ノ通其ノ取引銀行ヨリ融通ヲ受クルモノトス

(2) 正金銀行及朝鮮銀行ハ本出資金ノ貸出ニ就テハ年四分ノ低利ニテ貸出ヲ承諾セリ

(3) 出資額ハ組合ニ拂込ミ、組合ハ前記ノ割合ニテ青島兩銀行ニ年利四分ニテ定期預金ヲナス

(4) 兩銀行ハ組合ニ對シ定期預金證書ヲ擔保トシテ次ノ利率ニテ當座貸越契約ヲナスコトヲ承諾セリ

百五十萬圓迄

日歩一錢一厘ノ割

第十章 北支に於ける棉花の取引

更ニ百五十萬圓迄 日歩 一錢四厘ノ割
更ニ二百萬圓迄 // 一錢六厘ノ割

總額五百萬圓ヲ限度トス

(5) 組合所要資金ハ濟南朝鮮銀行ヨリ貸出ヲ受クルモノトス

(三) 軍ハ所要買付數量ニ對シ前金拂ヲナスコトアルヘシ

四、棉花購買検査規格

(一) 等 級

主ニ山東產棉花ニシテ品質ニ依リ左ノ九種ニ區分ス

(イ) 特 等 品

純粹トライス系ニシテ概ネ鄒平、齊東、高密地方產棉

色純白、毛筋一吋見當、四二番手紡出可能ナルモノ

(ロ) 一 等 品 (五三圓)

トライス系ヲ主トスル、概ネ山東東部地方產棉、色概シテ純白ナレトモ稍赤飛ヲ混ス、毛筋一六分ノ一五吋見

當三〇—三二番手紡出可能ナルモノ

(ハ) 二 等 品 (五一圓)

キングス系優秀品ニシテ概ネ山東東北部地方產棉、色ハ一等品ニ同シ、毛筋八分ノ七吋見當、二四番手紡出可

能ナルモノ

(ニ) 三 等 品 (四八圓)

キングス系ヲ主トシ退化米棉及粗毛約一割混入ト認ムルモノニシテ概ネ臨清、夏津、高唐、清平等山東西部地
方產棉

色ハ稍黒味ヲ帶ヒ多少ノ赤飛及葉込ヲ混ス、毛筋一六分ノ一三吋見當、二〇番手紡出可能ナルモノ

(ホ) 四 等 品 (四六圓)

キングス系ヲ主トシ退化米棉及粗毛約二割乃至三割見當混入ト認ムルモノ、色ハ三等品ヨリ稍白ク赤飛稍多ク

多少ノ葉込ヲ混ス、毛筋四分ノ三吋見當、一六番手紡出可能ナルモノ

(ヘ) 五 等 品 (四四圓)

キングス系ヲ主トシ退化米棉及粗毛約四乃至五割混入ト認ムルモノ

色及赤飛ハ四等品ニ次キ毛筋一六分ノ一一吋見當、一〇乃至一四番手紡出可能ナルモノ

(ト) 格 下 品

キングス系ニシテ赤棉混入二分ノ一以下ナルモノ

(チ) 赤 棉

赤棉ヲ主トシ白棉ノ混入少キモノ

(リ) 粗 毛

製綿用純粗毛、雪白色ニシテ多少赤飛アリ、毛筋二分ノ一吋見當ナルモノ

(二) 含水量及夾雜物

含水量ハ一%ヲ規準トス但シ一三%以内及規準以下ノモノハ其ノ過不足水分ヲ斤量ニ換算シ實量ヨリ控除若ハ加

算スルモノトス

第十章 北支に於ける棉花の取引

三八四

夾雑物ハ〇・五%ヲ規準トシ二・五%以内ハ其ノ超過量ヲ斤量ニ換算シ實量ヨリ控除スルモノトス

(三) 其ノ他

本書ニ記載ナキ事項ハ總テ標本ニ依ル

以上

(3) 北支棉花協會 (昭和十四年四月一日業務開始)

北支棉花協會規約

第一章 總 則

第一條 本協會ハ北支棉花協會ト稱ス

第二條 本協會ハ北支棉花ヲ戰時態勢下ニ於テ刻下ノ急需ニ應スル如ク日支滿ヘノ配給ヲ確保シ更ニ棉花ノ増産品種改良ヲ推進助長スルタメ適正ナル棉花ノ購入及配給ヲ統制スルヲ以テ目的トス

第三條 本協會ハ日支紡績團體及ヒ日支棉花商ヲ以テ組織ス

第四條 本協會ハ本部ヲ北京ニ支部ヲ天津及山東ニ置ク

第二章 本部、支部

第五條 本部ニハ理事若干名ヲ置ク。理事ハ各支部ヨリ選出ス。理事ノ任期ハ一箇年トシ重任ヲ妨ケス

第六條 理事ハ理事會ヲ組織シ左ノ業務ヲ執行ス

(一) 北支棉花割當實施ニ關スル事項

(二) 價格ニ關スル事項

(三) 其ノ他重要ナル事項

業務ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第七條 理事ハ互選ニヨリ理事長、副理事長各一名ヲ選出ス

理事長ハ本協會ヲ代表ス。理事長事故アル場合ハ副理事長之ヲ代理ス

第八條 支部ニ關スル規定ハ各支部ニ於テ之ヲ定ム

第三章 買付及買入價格

第九條 第二條ノ目的ヲ達成スルタメ紡績及輸出商ハ本協會ヲ通シテ購入シタルモノニ非サレハ使用又ハ輸出スルヲ得

第十條 棉花買付ハ日支人共一切自由トス

第十一條 買入價格ハ現下ノ實狀ニ鑑ミ棉花増産ヘノ影響出廻狀況諸物價トノ均衡物價騰貴ノ抑壓ヲ考慮シ隨時賣買當

事者ニ於テ商議決定ス

第十二條 青島及天津ニ於ケル買入價格ハ集貨ノ狀況及出廻時期ニ應シ兩支部間ニ於テ協議決定ス

第四章 計 算

第十三條 本協會ノ經費ニ充ツルタメ當分毎擔二十五仙宛ヲ買手ヨリ徴收シ餘剩金ハ棉種改良増産獎勵資金其他ニ充ツ

第十四條 本部ノ經費ハ支部之ヲ負擔ス

第十五條 本協會ノ決算ハ年二回トシ二月及八月末日ヲ以テ期日トス

第五章 附 則

第十六條 軍管理工場ノ民需用原棉ノ消費統制ハ本協會ノ統制内ニ在ルモノトス

第十七條 本協會ノ取締規則ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 北支に於ける棉花の取引

三八五

(4) 北支棉花協會天津支部規約

第一章 總 則

第一條 北支棉花協會天津支部（以下支部ト略稱ス）ハ北支棉花協會本部ノ指示ニ基キ北支棉花ノ購入及配給竝ニ之ニ

附帶スル業務ヲ行フ

第二條 支部ハ河北省及河南省内ニ於ケル日支紡績團體及日支棉花商團體ヲ以テ組織ス

第三條 支部ノ事務所ヲ天津市ニ置キ出張所ヲ必要ノ箇所ニ設置ス

第二章 役 員

第四條 支部ニ委員二十二名ヲ置ク

委員ハ各團體ヨリ選出ス

第五條 委員ハ本部理事ヲ選出スルノ外委員長一名副委員長二名常務委員五名ヲ互選ス但シ本部理事ト支部役員トノ兼

任ヲ妨ケス

第六條 委員長ハ支部ヲ代表シ業務ヲ總理ス

委員長事故アル時ハ副委員長之ヲ代理ス

委員長副委員長及常務委員ハ常務委員會ヲ組織シ支部業務ヲ議決ス

常務委員ハ常務委員會ニ於テ決定シタル事項ヲ處理ス

委員ハ委員會ヲ組織シ必要ニ應ジ之ヲ開催シ支部ノ重要事項ヲ議決ス

第七條 役員ノ任期ハ一箇年トス但シ重任ヲ妨ケス

第八條 役員ハ名譽職トス

第九條 役員ニ缺員ヲ生シタルトキハ前任者所屬團體ハ直ニ後任者ヲ推薦スルモノトス、其任期ハ前任者ノ任期ヲ繼承ス

第三章 業 務

第十條 業務ニ關スル細則ハ別ニ之ヲ定ム

第四章 會 計

第十一條 支部ノ會計ハ獨立勘定トシ本部經費ノ一部ヲ分擔ス

第十二條 支部ニ於テ配給スル棉花每擔ニ付當分二十五仙宛ヲ買手ヨリ徴收シ經費ニ充當ス

第十三條 支部ノ決算ハ年二回トシ、二月及八月ノ末日ヲ以テ期日トス

第五章 罰 則

第十四條 本會員中規約ニ違反シ又ハ不信行爲アリト認ムルトキハ委員會ニ於テ審議ノ上左記ノ處分ヲナスコトヲ得

一、戒 飾

一、罰 金

一、配給停止

一、除 名

附 則

第十五條 支部ノ存立期間ハ本部ノ指令ニヨル

第十六條 支部業務ノ監督取締ニ關シテハ本部ノ指示スル處ニヨル

第十七條 出張所ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第十章 北支に於ける棉花の取引

(註) 北支棉花協會山東支部(在青島)規約は略々右に準ずるものなるを以て茲に之を省略した。

(5) 棉花輸出許可暫行條例 (中華民國二十七年十一月二十八日公布)

第一條 本條例ニ於テ輸出トハ棉花ヲ中華民國政府ノ管轄地域外ニ輸出スル行爲ヲ謂フ

第二條 棉花ハ實業部總長ノ許可ヲ受ケタルニ非レハ輸出スルコトヲ得ス

第三條 前條ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル輸出許可申請書正副二通及賣買契約證明書ヲ作成シ實業部總長ニ提出スヘシ

一、棉花ノ種類(細毛又ハ粗毛)

二、數量及價格(種類別ニ記載スヘシ)

三、買入者ノ姓名又ハ商號及住所

四、輸送目的地

五、輸送目的地

六、輸出港

七、輸出時間

八、輸出貨物代金ヲ爲替ニ取組マムトスルトキハ取組期日、取組銀行名及爲替金額ヲ明記スルコト

九、貨物代金ヲ爲替ニ取組マサルトキハソノ理由ヲ陳述スルコト

第四條 第二條ノ許可ヲ受ケタルモノニシテ前條第五項乃至第七項ノ記載事項ヲ變更セムトスルトキハ豫メ實業部總長ノ許可ヲ受クヘシ

第五條 第二條ノ許可ヲ受ケタルモノハ棉花輸出ニ當リ實業部總長ノ輸出許可證ヲ稅關ニ提出スヘシ

第六條 第二條ノ許可ヲ受ケタルモノハ輸出前七日以内ニ左記各事項ヲ實業部總長ニ報告スヘシ

一、輸出許可ヲ受ケタル棉花ノ種類及數量並許可年月日

二、輸出棉花ノ種類並種類別數量及價格

三、輸出港

四、輸出年月日

五、輸出貨物代金ヲ爲替ニ取組ミタルトキハソノ取組期日、取組銀行名及爲替金額

第七條 第二條ニ違反シテ輸出ヲ爲シ又ハ輸出セムトシタルトキハ三年以下ノ徒刑又ハ一萬圓以下ノ罰金ニ處ス。但シ

取引目的物ノ價格一萬圓ヲ超過シタルトキハ罰金ハソノ價額ノ三倍以下トス

前項ニヨリ輸出セル物品又ハ輸出セムトシタル物品ハ犯人ノ所有或ハ所持物トシテ之ヲ沒收スルコトヲ得。前

二項ノ處罰ハ法院ニ於テ之ヲ執行ス

第八條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

棉花輸出許可申請書(様式)

爲呈請事竊 現擬在 運輸棉花至
 理合遵照棉花輸出許可暫行條例第 條之規定將應行聲明各事項分別填寫呈請鈞鑒狀乞
 俯賜核准實爲德便謹呈
 實業部總長

附記事項

棉花種類
 數量及價格
 購買商姓名或商號及其住址

輸送目的地
 輸送目的地

輸出港

輸出時期

辦理輸出貨款滙兌時須載滙兌日期滙兌銀行名及滙兌金額

不辦理輸出滙兌之理由

呈請人

中華民國 年 月 日

(面 正)

背

(面)

記載注意

棉花種類應說明細毛或粗毛之區別
 數量應註明若干擔
 價格除與中國國幣同價者外應記載實際交易之外幣價額並附記其單位
 粗毛細毛同時輸出時其數量與價格應分別填註
 辦理輸出滙兌時應註明銀行名稱及其所在地並記載滙兌國幣或外幣之金額
 依外幣價額計算時須附記其外滙行情之標準
 不辦理輸出滙兌時除應說明其理由外如係委託販賣並應記其收款方法及時期

第十一章 支那紡績業の沿革と北支紡績の現状

(本章の問題は棉花に附随する事柄として簡単に之を取扱つた。)

支那の紡績業は棉花栽培の沿革と同時に家内工業としてさゝやかな呱呱の聲を挙げたもので、所謂近代工業としての紡績業の發達を見る迄には可なり長い歴史を經過してゐる。その頃の紡績が如何なる方法によつて行はれたかに就ては種々の古い文獻があるが茲には之を省略することとする。兎も角當時の紡績は家内工業として生産から織布に至る迄の過程が略々農民の手によつて行はれ、自給自足の状態が永らく続けられてゐた。

その後近代工業の發達と共に家内工業としての紡績業は衰退したが、織布業は現在に於ても所々に尙工場制手工業生産の繁榮の跡を遺してゐる。土布工業が即ちそれである。

機械紡績製品が盛に支那に輸入され始めたのは鴉片戦争後南京條約により輸入の自由が認められて以後であるが、光緒二年には既に綿製品の輸入額は一千七百萬兩に上つた。之は主として外來品が彩色美麗にして細緻而も價格が比較的安價であり民衆の嗜好に適合した爲で、その販路は日毎に擴大せられ、輸入は逐年増大の一途を辿つた。斯くて久しく續けられてゐた綿絲綿布の國內の自給自足は急激に破壊せられ、從來の家庭工業的土布工業は衰退の一途を辿るに至つた。

斯くして支那に於ける機械紡績業の必要を提唱し最初に之が實行に着手したのは時の北洋大臣李鴻章であつた。彼は官吏を株主とし資本銀四十萬兩を以て光緒十四年上海に洋布局を新設した。併し乍ら該局は成立後久しからずして火災のため灰燼に歸した。その後二年を経て華新廠、南洋織製廠が相次いで設立せられた。華新廠はもと繅綿業を經營して

ゐたものであるが、後紡績業に轉業し、資本を公募して新に紡績新局と改稱した。南洋織製廠は初め株式を募集したが、當時は一般に斯業に對する認識を缺き應募者少く、機械は到着したが資金缺乏し、結局天津海關道盛宣懷の奔走斡旋により漸く資金を集め、改組して「華盛」と改稱し事業を開始した。

一方武昌に於ては光緒十七年張子洞により武昌織布局が創設せられ、次いで紡績局が増設せられた。此等の諸工場が支那に於ける機械紡績業の嚆矢をなすものである。併し乍らその經營は民間の自由企業として發生したのではなく官の指導により官商合辦の形をとつて生れ、資金は多く官及び官吏の出資により官の監督の下に民間が之を經營したものである。

その後日清戦争により馬關條約が締結せられ、外人が支那に於て工場を設立することを認められ、外商は争つて紡績工場を設立するに至つた。光緒二十一年より二十二年に至る間に上海に新設せられたる紡績工場は七廠に及んだが、今之を資本系統別に示せば左の如くである。

紡績廠名	資本系統
怡和	英國
老茂	英國
瑞記	獨英合資
鴻源	英支合資
裕源	支那
大純	支那
三泰	支那

以上七廠の中怡和は工場設備が最も完備してゐた所から營業成績最も勝れ今日尙經營を持續してゐるが、他の六廠は設立後何れも經營困難に陥り屢々經營主體を變へ、それに伴ひ名稱も幾度か改變せられた。

即ち英國資本經營による老公茂は民國十五年鐘紡に買收せられ公大第二廠と改稱せられ、瑞記は獨英合資より純英國資本經營となり東方と改稱せられたが缺損續きの爲民國十七年に至り申新紡績公司に併合せられ申新紡績第七廠となり、英支合資の鴻源は民國七年日華紡（日本）の手に歸しその第一廠となり、裕源も同年内外綿（日本）に移り、大純は上海紡（日本）に、三泰は華商より三井（日本）の手に移り次いで上海紡に渡りその第二廠となつた。従つて光緒二十一、二年に設立せられた前記上海の紡績廠は結局今日に於ては怡和が英國資本を以て經營せられる外は何れも經營主體が變り、内支那資本經營によるもの一工場を除く外は悉く日本の紡績會社の手に歸した。

右の七工場と相前後して新設せられた華人紡績工場には無錫の「業勤」（光緒二十二年）、蘇州の「蘇綸」（光緒二十二年）、杭州の「通益公」（光緒二十三年）、上海の「裕通」（光緒二十四年）、蕭山の「通惠公」（光緒二十五年）、南通の「大生」（光緒二十五年）、寧波の「通久源」等があつた。就中南通の「大生」は光緒二十一年に設立の議が持上つたもので、無錫に楊氏が創立せる「業勤」と共に中國紡績業勃興の魁をなすものであつた。即ち「大生」は設立計畫がなされてより運轉開始に至る迄五箇年を閲し、その間種々紆餘曲折を経、屢々苦境に陥つたが張賽の棉鐵國策、實業教育に刺戟され、不足株數の二十四萬株は官より機械二萬四千鍾の現物出資を得て之を政府持株とし、茲に始めて創業の運びとなつたものである。本廠は操業開始後棉業の不況時代におりても尙多額の利益を擧げ、光緒三十年には更に官より二萬四千鍾の現物出資を仰ぎ、民間より三十三萬兩の株式を募集して大生第一廠を設立した。支那國民は之によりて始めて棉紡事業に着眼するに至つたかの感があつた。

一般にこの時期を支那棉業の創業期と稱してゐる。その後右の諸工場も種々改變され、經營者の變更、工場の買收、

併合等が行はれたが、概して紡績業の中心地は江蘇、浙江の兩省に集中してゐた。之が主要なる原因は一つには外商紡績工業の急激なる進出に刺戟されたこと、一つには江蘇、浙江兩省が棉花の産量豊富にして原棉を國外の供給に俟つ必要がなかつたためである。

次いで光緒三十一年頃より同三十四年に至る間に中國各地に設立されたる工場は九廠あるが、此等も總て江蘇、浙江兩省に新設せられたもので、上海の「振華」（光緒三十三年）、「九成」（同三十三年）、「同昌」（同三十四年）の三廠、崇明の「大生第二廠」（同三十三年）、無錫の「振新」（同三十二年）、常熟の「裕泰」（同三十三年）、太倉の「利泰」（同三十二年）、江陰の「利用」（同三十四年）、寧波の「和豐」（同三十二年）等が之である。

宣統年間に入りては華商は僅に河南省彰徳に「廣益」の一廠が設立せられたに過ぎなかつたが、本廠は北支に於ける紡績工場の先驅をなしたものである。其他英商「公益廠」日商「内外綿」等を始め、民國三年迄の十年間に新設を見たる工場は十七箇所に達したが、民國初期に於ては政治的變革の後を受けて一般に事業停頓の實狀にあつた。従つてこの期を一般に支那紡績業の漸進期或は停頓期と稱してゐる。

民國三年即ち歐洲大戰發生以後の時期は支那棉業の發展期に當る。之は一に世界に覇をなした英國の紡績業が戰爭に災されて著しく衰退したことに起因するもので、就中華民國五年より十年に至る間には新工場の設立は正に雨後の筍の感があつた。今この間に新設せられた工場數を示せば左の如くである。

民國四年	新設工場	七廠（内華商六、日商一）
同 五年		七（内華商五、日商二）
同 六年		五（内華商三、日商二）
同 七年		三（全部華商）

民國八年 六廠(内華商三、日商三)
 同 九年 六 (全部華商)
 同 十年 三十一 (内華商十四、日商十七)

而して民國十年末現在に於ける總錠数は三百二十三萬二千錠で、内運轉錠數九十六萬六千錠、織機臺數一萬六千二百二十四臺に及んだ。特に邦商の著しい進出は注目すべきものであつた。と同時に民國七年以前に於ては一般に工場は比較的大なる都市、開港場に集中し且揚子江流域に偏する傾向があつたが、民國七年以後に於て始めて奥地に分散し、北方にもその範圍を擴大した。天津に於ける「裕元」及び「華新紡」は民國七年の設立に係るもので天津紡績工場發達の端緒をなしたものである。但し天津紡績工業の沿革は民國三年直隸省營模範紗廠(後に恒源紡に併合せられた)の設立を以て嚆矢とする。

民國の十一年以後は大戦景氣の後を受け且國內政變に影響せられて棉業の整頓期に入つた。特に一九三五年(民國二十四年)には棉花の凶作に逢着し、絲安棉高の逆現象は遂に棉業を苦境に立たしめ經營維持の方法なく長期停業を爲すもの二十三工場、賣物となつたもの九工場に及んだと言ふ。その後棉業は自然淘汰せられて漸く新なる進展をなすつ、事變に逢着した。

次に北支に於ける紡績業を見るに、その大部分は青島、天津に集中され、其他濟南を始め唐山、石家莊、寶坻、榆次、新絳等にも設立を見たが、北支紡績業の概觀を知るには青島、天津の實狀によつて略、事足りる。

一、天津の紡績業

天津の紡績業は前述の如く民國三年に始まり同七年より發展の段階を辿り好況の波に乗り進展を續けたが、民國十四年五・三〇事件により政變と内争による購買力の低下竝に勞資關係の惡化により萎靡し、次いで滿洲事變の結果滿洲市

考

初織股份有限公司創立
 初織股份有限公司を、
 公司を、一九三六年日
 一四年東拓の代理經營

考

産棉絲は全部自家工
 營 營
 、紡績をなすに純然

一、河北省

北支に於ける紡績工業の

會社名	所在地	資本の系統	資本金	設立年月
公大第六廠	天津、特別一區海河路二四號	鐘紡	—	一九三六
公大第七廠	天津、河北小干莊一號	鐘紡	—	一九三六
天津紡績公司	天津市外鄭家莊	東拓、大福公司 (伊藤忠系)の 折半出資天津紡 績公司委任經營	五,000,000	一九三六・一〇
裕大紡績股份有限公司	天津市外鄭家莊	東洋紡	三,000,000	一九三三
裕豐紡績株式會社天津工場	天津、特別四區六號路	東洋紡	—	一九三六・七
岸和田紡績株式會社天津工場	天津、華街二區六號路	岸和田紡	—	一九三六・九
雙喜紡績株式會社天津工場	南開舊馬場跡	福島紡	—	一九三六・九
上海紡績株式會社天津工場	天津市外鄭家莊	上海紡	—	一九三六・九
恒源紡績股份有限公司	天津、特別一區	華商紡	四,000,000	一九三六・九
北洋商業一紡績股份有限公司	天津市外海河掛甲寺	華商	四,000,000	一九三〇・一
達生製線廠	天津英界十九號路二七號	華商獨資	一,000,000	一九三三・二
華新紡績股份有限公司	唐山	日華合辦	二,000,000	一九三三・七
大興紗廠	石家莊	華商株式	二,000,000	一九三三・八
寶記紗廠	寶坻縣新集鎮	華商	一,000,000	一九三三・九

二、山東省

會社名	所在地	資本の系統	資本金	設立年月
公大第五廠	青島	鐘紡	—	一九三二
隆興紗廠	青島	日清紡	—	一九三三
大興紗廠	青島	大日本紡	—	一九三三
同興紗廠	青島	同興紡	—	一九三三・七
豐田紡績廠	青島	豐田紡	—	一九三五・四
富士紗廠	青島	富士紡	—	一九三三・一〇
內外綿紗廠	青島	內外綿	—	一九三三・三
上海紗廠	青島	上海紡	—	一九三三・五
國光紡績青島工場	青島	長崎紡	—	一九三三・四
魯豐紗廠	青島	長崎紡	—	一九三三・四
成通紗廠	濟南	華商株式	一,000,000	一九三三・一〇
仁豐紗廠	濟南	華商株式	一,000,000	一九三三・四

三、山西省

會社名	所在地	資本の系統	資本金	設立年月
晉生紡績廠	太原	華商株式	一,000,000	一九三〇・八
晉華紡績廠	榆次	華商株式	四,000,000	一九三五・一
大益成紡績廠	新絳	華商株式	二,000,000	一九三七・三
雍裕紡績廠	新絳	華商株式	七,000,000	一九三三・六
晉華公司祁縣織染廠	祁縣	華商株式	三,000,000	一九三三・九

(註) 三表とも昭和十三年末現在の情況とす。

紡績工業の現状

端緒をなしたものである。但し天津紡績工業の沿革は民國三年直隸省督模範紗廠(後に恒源紡に併合せられた)の設立を以て嚆矢とする。

民國の十一年以後は大戦景氣の後を受け且國內政變に影響せられて棉業の整頓期に入った。特に一九三五年(民國二十四年)には棉花の凶作に逢着し、絲安棉高の逆現象は遂に棉業を苦境に立たしめ經營維持の方法なく長期停業を爲すもの二十三工場、賣物となつたもの九工場に及んだと言ふ。その後棉業は自然淘汰せられて漸く新なる進展をなしつゝ事變に逢着した。

次に北支に於ける紡績業を見るに、その大部分は青島、天津に集中され、其他濟南を始め唐山、石家莊、寶坻、榆次、新絳等にも設立を見たが、北支紡績業の概観を知るには青島、天津の實狀によつて略々事足りる。

一、天津の紡績業

天津の紡績業は前述の如く民國三年に始まり同七年より發展の段階を辿り好況の波に乗り進展を續けたが、民國十四年五・三〇事件により政變と内争による購買力の低下竝に勞資關係の悪化により萎靡し、次いで滿洲事變の結果滿洲市

Table with columns: 資本金, 設立年月, 機械設備, 新增設計, 原棉年消費高, 綿絲年生產高, 綿布年生產高, 備考. Rows list various textile companies in Tianjin with their financial and production data.

Table with columns: 資本金, 設立年月, 機械設備, 新增設計, 原棉年消費高, 綿絲年生產高, 綿布年生產高, 備考. Rows list various textile companies in Qingdao with their financial and production data.

Table with columns: 資本金, 設立年月, 機械設備, 新增設計, 原棉年消費高, 綿絲年生產高, 綿布年生產高, 備考. Rows list various textile companies in Shanghai with their financial and production data.

場に依存すること大であつた北支紡績業は尠からぬ影響を蒙つた。のみならず上海紡績の壓迫、民國二十一年以降の經濟恐慌、資本の南方逃避等により經營狀態漸く悪化し休業をなすもの續出するに至つた。茲に於て邦人紡は民國二十五年天津に於ける「裕元」「華新」「寶成第三」を買收し、先に東拓が債權の一部として買收した「裕大」と共に天津華人紡七社の内四社は遂に邦人の手に歸することゝなつた。而して「裕元」は「公大第六」、「華新」は「公大第七」と改稱されて鐘紡に移り「寶成第三」は東拓と「大福公司(伊藤忠商事)」の共同により買收され天津紡と改稱せられた。華人紡としては「北洋紗廠」、「恒源紡」、「達生」等がある。「達生」は小規模ではあるが、民國二十一年の創設に係り設備新式にして經營比較的順調に發展しつゝある。

併し乍ら天津紡績業界は相次ぐ邦人紡の進出により支那側業者は完全にその支配下に屬することゝなり、邦人紡の勢力は事變を轉機として更に飛躍的な發展の趨勢にある。

二、青島に於ける紡績業

青島は北支に於ける紡績業の中心であるのみならず支那全體より見ても上海に次ぐ紡績工業地であるが、從來その殆ど大部分が邦人經營に依つてゐたことは注目に値する。青島の邦人紡の進出は歐洲大戰後のことで民國六年(一九一七年)先づ内外棉紗廠の設立を契機として躍進的發展を遂げたもので、事變前に於ては華人紡としては僅に華新紡一社があつただけで他の九社は邦人經營のものであつた。唯今次事變により邦人紡は支那軍の破壊を受け全滅に瀕したが業者の努力によりその後着々と復興しつゝあるので遠からず再び殷盛を見るに至るであらう。

次に現在北支にある紡績工場の實況を概括表示すれば別表の如くである。

第十二章 北支棉産政策の要點

以上支那棉花の沿革、蔣介石政權の棉産政策及び施設、北支棉花の自然的諸條件、栽培法、栽培に於ける經濟收支、生産棉花の取引事情等に就て概説した。

扱て今次事變によつて従來の棉産政策、諸施設は一切壊滅し去り、之を契機として北支棉花は改めて東亞新秩序建設を目標とする臨時政府指導の下に新たなスタートを切るこゝとなつた。言ふ迄もなく東亞新秩序とは日・滿・支をプロックとする經濟の相互融通を基本線として建設さるべき東亞協同體であつて、北支棉花は斯る經濟の一環をなし、一方に日本紡績工業への原棉供給と他方北支農民の經濟的向上を計る上に於て極めて重要なものゝ一つである。

假に日本の紡績原棉消費量を年十四億斤とし、他方現に臨時政府に於て計畫されてゐる棉花増産八箇年計畫により、昭和二十一年に北支三省に於ける繰綿生産額を一千萬擔(十億斤)迄高め得たとした場合、その對日輸出量を五割と假定するも三省のみに於て優に日本の原棉消費量の三〇%強の原棉を確保することとなり、更に三省以外に於ける北支の諸省及び中支の棉花増産計畫を考慮に入れる時は支那に於て日本の必要原棉の五〇%を供給することは敢へて困難ではなく、之は一に懸つて今後の政策、指導の如何に存する。

日本に於ける棉花輸入額 (繰綿)

年次	内地		朝鮮		臺灣		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和八年	一三、四六八、二七九	六〇四、八四六	三、五〇四	一、〇三五	四、三三五	一八三	一三、四九六、〇一八	六〇六、〇五五
同 九年	一三、五五五、〇五一	七三二、四三四	六、〇一五	一、三二〇	三、九六五	一八九	一三、五九一、一〇〇	七三三、〇三三
同 十年	一三、五七五、五三五	七四二、三六二	一三、二六三	五七七	三、四三八	一六五	一三、七三三、二二六	七五三、〇四四
同 十一年	一五、一七六、一五四	八五〇、四三三	二、五三七	一、〇四四	五、三六七	二四六	一五、二〇三、〇四八	八五二、七二二
同 十二年	一三、七〇八、四三八	八五二、一六三	三、八二五	一、〇七七	二、一五二	一五五	一三、七三三、四四四	八五三、三三四
五箇年平均	一三、四九〇、九五	七五〇、四三九	二七、八五三	一、一〇三	三、八三二	一八〇	一三、四九六、七九	七五二、八二二

年次	内地		朝鮮		臺灣		合計	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額	數量	價額
昭和八年	一三、四六八、二七九	六〇四、八四六	三、五〇四	一、〇三五	四、三三五	一八三	一三、四九六、〇一八	六〇六、〇五五
同 九年	一三、五五五、〇五一	七三二、四三四	六、〇一五	一、三二〇	三、九六五	一八九	一三、五九一、一〇〇	七三三、〇三三
同 十年	一三、五七五、五三五	七四二、三六二	一三、二六三	五七七	三、四三八	一六五	一三、七三三、二二六	七五三、〇四四
同 十一年	一五、一七六、一五四	八五〇、四三三	二、五三七	一、〇四四	五、三六七	二四六	一五、二〇三、〇四八	八五二、七二二
同 十二年	一三、七〇八、四三八	八五二、一六三	三、八二五	一、〇七七	二、一五二	一五五	一三、七三三、四四四	八五三、三三四
五箇年平均	一三、四九〇、九五	七五〇、四三九	二七、八五三	一、一〇三	三、八三二	一八〇	一三、四九六、七九	七五二、八二二

(註) 一、本表は大蔵省外國貿易年表及び同月表並朝鮮、臺灣總督府貿易年表及び同月表による。
二、内地輸入中の實棉は換算率三三%として繰綿に換算し算入せり。

北支棉産政策の要點は言ふ迄もなく増産と品質の向上及び取引方法の改善にある。先づ増産の方法としては棉作面積の擴張と單位面積收量の増大を圖る外なく、之が方法として最初に考へらるべきことは灌漑設備の普及と品種改良、栽培管理の改善等である。

灌漑が如何に北支棉産に重要であるかに就ては既に詳述した所であるが、その効果は之を棉田の擴張、單位面積の増收、生産の安定等極めて多面的に理解しなければならぬ。先づ灌漑設備を行へば棉作は自ら之に追隨して行くものであると言ふも敢へて過言ではなく、單位面積の收量の増加は既に明かな事實であり、のみならず灌漑によつて棉作は極めて安定なる作物となり旱魃による凶作は自ら避け得られるのである。北支に於ける灌漑は既に述べた如く主として井水汲上げの方法によるもので、従つて北支棉花の増産は先づ鑿井からと言はるゝのも確かに北支棉産政策の重要な要素であることを物語つてゐる。

次に品種改良、栽培管理の改善であるが之は棉花の増産と同時に品質の向上に重大なる役割をなすもので、今後の北支棉産政策の基本は一にその基礎的研究から發足せねばならないことは今更言を要しない。

取引方法の改善として最も重點を置かるべきことは協同組合の普及利用である。生産棉花の販賣、鑿井、生産に必要な資材例へば肥料、藥材等の購入乃至生産資金の金融等は凡てこの協同組合即ち合作社組織の運営利用によつて始めて合理化せられるのである。

尙棉稈、パルプ、棉實油工業の振興を圖ることは亦棉産の發達を齎らすと共に、我國非常時工業資源の確保に貢獻する所大なるものがある。但し北支の棉産政策は農民の食料穀物の減産を可及的避くる方法に於て行はるゝを要し、北支棉花の増産は先づ食料穀物の増産より始むべしと極論する人の言も亦以て味ふべきである。

併し乍ら要は日本が飽く迄斯る政策へのよき協助者でなければならぬことは言ふを俟たない事柄である。

(附録一) 天津及び青島に於ける棉花價格の變遷

天津米棉種(細毛)價格表 (擔當銀元)

年次 月別	民國 20年(1931)		21年(1932)		22年(1933)		23年(1934)		24年(1935)		25年(1936)		26年(1937)		27年(1938)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1 月	59.56	51.05	50.28	46.41	48.73	45.33	41.50	39.80	50.30	42.80	51.50	50.00	58.00	57.50	48.00	43.00
2 月	69.61	57.55	48.42	43.63	47.34	42.54	42.00	40.50	48.80	40.10	53.00	50.00	58.50	58.00	54.50	48.00
3 月	67.30	63.40	48.27	42.10	45.64	42.54	42.00	34.50	46.50	37.00	60.00	53.00	63.00	58.50	56.00	51.00
4 月	66.52	60.30	48.00	44.10	41.80	38.00	40.00	39.50	47.00	33.00	59.00	57.00	67.00	63.00	51.50	45.00
5 月	66.52	57.56	45.43	41.15	45.50	38.10	48.50	36.00	44.00	38.30	59.00	54.00	64.00	61.50	51.50	47.00
6 月	66.52	57.70	41.77	34.80	50.00	46.00	50.80	36.50	42.00	35.00	60.50	55.50	61.50	61.00	59.00	50.00
7 月	71.16	57.55	39.75	36.25	47.50	44.50	49.00	38.00	44.50	36.00	61.50	58.50	61.00	53.00	60.00	56.50
8 月	60.40	55.70	47.96	42.70	45.00	40.70	46.00	33.00	46.80	39.40	57.00	53.00	53.00	50.00	69.00	60.00
9 月	55.70	49.50	47.96	42.54	44.00	38.60	46.50	27.50	43.00	37.00	54.00	52.50	52.00	49.00	67.00	66.00
10 月	52.60	47.96	44.55	42.54	42.00	38.50	48.50	35.50	48.00	41.00	57.50	54.50	50.00	47.00	75.00	60.00
11 月	53.37	50.28	46.41	42.54	43.50	41.00	52.00	44.00	54.80	47.00	55.00	53.00	51.00	47.00	72.50	63.00
12 月	49.48	42.54	44.65	—	41.50	39.70	50.00	43.00	56.00	45.00	57.50	54.50	46.00	43.00	—	—

備考 民國 20 年より 24 年までは天津棉鑑に、25 年以降は天津東棉洋行調査に據る。

天津西河棉(粗毛)價格表 (擔當銀元)

月 別	年次 區別	民國 20年 (1931)		21年 (1932)		22年 (1933)		23年 (1934)		24年 (1935)		25年 (1936)		26年 (1937)		27年 (1938)	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1	月	50.27	43.77	48.73	45.17	38.68	36.50	41.00	38.20	36.80	35.40	40.00	38.00	48.00	46.30	41.00	36.50
2	月	58.79	50.27	46.44	41.77	38.21	35.12	44.00	38.30	37.40	35.00	41.00	38.50	47.50	47.00	42.00	38.00
3	月	58.00	51.05	46.41	41.77	37.13	34.94	42.20	33.00	38.90	34.80	44.00	41.00	50.00	46.80	45.00	41.50
4	月	55.70	51.36	44.75	41.77	34.00	32.50	41.00	36.00	36.00	34.70	45.00	43.50	52.00	49.50	43.00	38.50
5	月	55.70	51.20	42.54	40.22	40.00	33.00	43.00	34.00	35.70	34.00	44.20	43.00	50.00	48.50	43.00	40.00
6	月	57.24	53.84	37.13	36.70	45.00	38.30	45.00	33.40	35.20	34.40	48.70	44.00	50.49	49.00	49.00	41.00
7	月	60.33	56.93	35.49	34.13	44.50	42.00	44.00	36.00	37.00	34.30	51.00	47.40	49.00	44.00	48.00	46.00
8	月	56.77	48.00	45.64	36.35	44.00	38.80	41.20	30.00	37.40	34.00	48.80	45.00	46.00	44.00	54.00	48.50
9	月	56.78	44.86	43.93	34.80	43.50	36.70	39.50	28.00	37.00	34.00	45.00	43.00	54.00	45.00	58.00	53.50
10	月	46.41	41.77	38.68	36.00	41.00	37.00	36.50	34.50	39.00	34.30	45.00	43.00	52.50	48.20	70.00	57.00
11	月	44.86	43.63	37.90	35.58	41.50	39.00	36.50	34.50	42.75	38.90	44.00	43.50	48.20	47.00	71.30	64.00
12	月	47.18	42.85	38.88	35.58	42.00	39.50	37.00	35.70	42.70	39.50	47.50	44.00	46.00	42.50	—	—

備考 民國 20 年より 24 年までは天津棉鑑に、25 年以降は天津東棉洋行調査に據る。

山東米棉青島紡績工場渡相場表

(擔當銀元)

年次 月別	民國 23年 (1934)		24年 (1935)		25年 (1936)		26年 (1937)		27年 (1938)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
1 月	45.00	44.00	53.50	52.50	53.00	51.50	56.00	53.75	—	—
2 月	46.50	46.00	53.00	52.00	54.00	52.00	55.00	54.25	—	—
3 月	47.50	47.00	50.00	46.00	53.50	53.50	60.00	54.75	—	—
4 月	51.50	47.50	49.50	43.50	57.00	54.00	61.50	58.50	47.00	41.00
5 月	51.75	47.00	48.25	45.50	56.00	53.00	62.00	59.50	44.00	41.00
6 月	52.00	50.50	45.50	44.00	57.50	55.00	60.75	59.25	54.50	44.25
7 月	51.00	48.25	49.50	45.00	59.75	56.25	59.25	55.00	57.00	55.25
8 月	48.25	46.50	49.00	45.00	55.00	49.00	55.50	53.00	66.25	58.00
9 月	47.50	46.00	45.00	44.50	53.00	49.00	—	—	67.00	65.50
10 月	49.00	47.00	48.00	44.50	55.50	52.75	—	—	70.50	65.75
11 月	53.50	47.50	53.00	48.50	54.00	52.25	—	—	70.25	67.50
12 月	53.00	51.00	55.00	51.50	55.00	52.25	—	—	64.00	62.75

- 備考 1. 東洋棉花青島支店調査による。
 2. 民國 26 年 9 月より 27 年 3 月までは事變のため不明。

(附録二) 支那棉花用語とその解説

◎ 棉花の種類用語

洋 棉	陸地棉(米棉)
美 棉	米棉(陸地棉)
金 氏 棉	キング棉 (King's Improved) 陸地棉の一品種
脱 里 司 棉	トライス棉 (Trice) 陸地棉の一品種
斯 字 棉	ストーンビル棉 (Stone ville) 陸地棉の一品種
德 勝 得 棉	トライアンフ棉 (Triumph) 陸地棉の一品種
愛 字 棉	アカラ棉 (Aala) 陸地棉の一品種
隆 斯 泰 棉	ロンスター棉 (Lone star) 陸地棉の一品種
快 車 棉	エクスプレス棉 (Express) 陸地棉の一品種
德 字 棉	デルフォース棉 (Delfos) 陸地棉の一品種
德 國 棉	デルフォース棉と思考せられる節もあるが現在では判然してゐない。獨逸人によつて種子が齎らされた爲斯る名稱が生じたのではないかと思考せられる。
中 棉	中國棉、支那在來棉の總稱(東洋棉の一種)

(附録二) 支那棉花用語とその解説

本花(本地花、本地棉)農民が在來棉(中棉)を呼ぶ場合に使用する。

黑籽棉 黑種子棉、裸種子棉、種子の表面に地毛を有せず、爲に種子の外観黒色を呈する所より由來せるものである(代表品種脚棉)。

白籽棉 白種子棉、種子の表面に白色又は灰色の地毛を密生、爲に種子の外観白色又は灰色を呈する所より由來せるものである(代表品種脚棉)。

紫花棉 紫棉とも稱する。棉纖維は多くのものは白色であるが、中には着色してゐる品種がある。北支産在來棉の中に茶褐色の纖維を産する品種がある。本種を紫花棉或は紫棉と稱してゐるが日本では茶棉と稱してゐる。花瓣の色が紫を呈する意ではない(花参照)。

支那語で花と稱する場合一般には植物學的生殖器官を指すのであるが棉花の場合には右の外棉絮のこととを花と稱する場合が屢々ある。蓋し開絮した棉絮は花に似てゐる所から由來したものであらう。前記紫花の花も棉絮を意味して居り、收花(後述)とは花を採る意でなく棉絮の收穫を意味してゐる。

◎ 棉花の栽培、收穫、繰綿用語

棉田 棉圃、棉作地

布種 播種

間引 間引

定苗 間引を行ひ株間を決定することを意味する。

鋤地 除草、中耕の意なるも日本語的解釋にては不十分に盡し得ざる點がある。本文を参照せられ度い。

打心 摘心を意味する場合と、摘心摘梢を合せ意味する場合とがある。

打頂頭 摘心(稀に摘梢をも含む場合がある)

打強芽 除贅芽

扯遊條 徒長枝の除去

旁旁條 結果枝

開花 斷根を云ふ。棉の草勢を減じ開絮を促進する爲に行ふ。

桃兒 蒴(Holl)を桃兒又は棉桃と稱するのは、その形状が桃に似てゐる所に由來せるものである。俗に疔痘(デキモノの意)と稱せられるのはその外觀類似せるに依る。

拾棉花 花が咲くことを意味するが棉花の場合には開絮も亦開花と稱する(既述花の項参照)。

脚花 棉絮の收穫、摘棉

中腰花 初期開絮棉、棉株の下部に於て開絮したる棉花。

梢花 中期開絮棉、棉株の中部に於て開絮したる棉花。

黃花 結果枝の先端にて收穫したる棉花。木採棉を含む。

拔花 降霜後植物體が生活機能を停止したる後に採られた棉絮即ち木採棉にして黄褐色に着色せるも棉絮

子棉 子棉
棉子 棉子
軋花 軋花
軋車 軋車
軋機 軋機

實棉 (收穫した儘の棉、種子を取除かざる棉)
棉實、棉種子

繰綿作業、實棉より棉實を除去する作業

繰綿機。繰綿を行ふ機械。繰綿機にはソーデン、ローラーデン等があるが、支那にて使用せられるものはローラーデンの一種足踏繰綿機が最も多い。最近動力繰綿機も一部使用せられてゐる。足踏繰綿機が使用せられる以前は、専ら攪車即ち手操繰綿機が使用せられてゐた。足踏繰綿機は一臺四、五〇圓 (天津製)、一日の繰綿能力は實棉一五〇斤乃至二〇〇斤内外である。

繰綿を業とする店、軋花廠—繰綿工場

軋花 軋花
軋房 軋房
軋店 軋店
皮花 皮花
花衣 花衣
花子 花子

衣分

繰綿。リント。繰綿作業を行ひ棉實を除去したる棉毛。日本語の繰綿には二様の意味がある。即ちその一つは繰綿にして實棉を棉毛と棉實とに分離する作業を意味し他は繰綿にして實棉より棉實を除去したる棉毛即ちリントを意味する。
リント。棉毛 (リント) を除去したる棉實に向短い地毛 (Lint) が附着密生してゐる。この地毛を機械 (デリンティング・マシン) にて採つたものをリントと云ふ。
繰綿歩合、實棉重に對する繰綿重の割合

$$\text{衣分} = \frac{\text{繰綿重}}{\text{實棉重}} \times 100 = \frac{\text{實棉重} - \text{種子重}}{\text{實棉重}} \times 100$$

衣指

種子百粒に附着せる棉毛の重量にして普通互單位にて表す。

$$\text{衣指} = \frac{\text{實棉重} - \text{種子重}}{\text{種子粒數}} \times 100$$

籽指 (子指)

種子、百粒の重量にして普通互單位にて表す。

$$\text{籽指} = \frac{\text{種子重}}{\text{種子粒數}} \times 100$$

留種

次年度播種用種子の採種保存

◎ 流通過程に於ける用語

打包

繰綿を依裝 (包裝) する操作を打包 (プレス) と云ふ。

打機

プレス機。北支には半プレス機 (木機) と本プレス機 (鐵機) の二種がある。半プレス機にて依裝されたものを半縮俵 (木機包)、本プレス機にて依裝されたものを堅縮俵 (鐵卷、帶鐵縮、鐵機包) と云ふ。

半縮俵は人力により機械を操作して包装して居り一俵概ね一五〇斤内外で體積は一七才前後である。奥地市場より天津、濟南、青島等への輸送棉花は殆ど半縮俵で輸送せられてゐる。包装材料には網目綿布を使用する場合と麻袋を使用する場合とあるが北支では前者が遙に多い。堅縮俵は水壓を利用して包装したもので一俵概ね五〇〇磅體積は一乃至一三才前後である。北支では主として海外輸出の場合、本プレスが行はれてゐる。包装材料には麻布を使用し帶鐵にて相縛する。

打廠

プレス工場。本プレス工場は北支には天津、濟南及び彰徳に設けられてゐる。天津には外人經營のもの

擔

のと北支棉花會社經營のものがあり、濟南及び彰徳の工場は目下北支棉花會社の經營にかゝる。ピクル。重量單位にして一〇〇支斤 (一六兩一斤) を意味する場合と一〇〇キャティを意味する場合

と一〇〇日斤を擔と解釋せる場合とがあるやうである。何れの場合にも大差はないが、天津棉業者は一般に一〇〇日斤と解してゐる。

1 擔 = 100 支斤 = 93.47 日斤

1 擔 = 100 canties = 100.08 日斤

1 擔 = = 100.00 日斤

一〇〇市斤(五〇疋)を市擔と云ふ。

一〇〇公斤(一〇〇疋)を公擔と云ふ。

本文棉花取引機構の項参照

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

市擔 公擔 花店 花行 花棧 洋行 經紀人 跑合 運銷 銷路 撥水 撥雜 棉花年度

混水。棉花に水分を混入することを云ふ。
夾雜物の混入。棉花に夾雜物を混入することを云ふ。
棉花の統計は多く棉花年度に依つてゐる。マンチエスターの萬國紡績聯合會で使用せられる棉花年度

◎ 紡績用語

紗廠 紗錠 棉錠 支紗

紡績工場
精紡錘
錘
綿絲

は八月一日に始まり翌年の七月末日に終る。米國の棉花年度も右に一致するが、日本のそれは一箇月遅れて九月から始まる。之は新棉が九月から輸入せられる爲である。印度、埃及も九月に始まるが、之は日本とは反對に新棉が九月から輸出せられるからである。北支の棉花年度も日本と同様九月一日に始まり翌年の八月末日に終るが之は新棉出廻が九月に始まる爲であらう。

番手。手。綿絲の太さを表す用語。番手には英國式番手と大陸式番手の二種類ある。日本、支那、英、米、獨、伊等に於ては英國式番手によつてゐる。英國式番手では一封度の棉花を八四〇碼の綿絲とした時その太さを一番手としてゐる。而して絲が細くなり一封度の棉花から紡がれる絲が長くなるに従ひ番手が重なつて行く。即ち一封度の棉花を一、六八〇碼の綿絲に紡げば二番手の絲となり、八、四〇〇碼に紡げば一〇番手、一六、八〇〇碼の綿絲に紡げば二〇番手の絲となる。二子絲(撚絲)の場合はその絲を構成する單絲の番手を以て呼ぶ。例へば六〇番手二子絲と云へば六〇番手の單絲を二本撚合せた絲を意味し絲の太さに於ては三〇番手の單絲と略々同じ太さとなる。
大陸式番手は一名佛蘭西式番手とも稱し五〇〇瓦の棉花を一、〇〇〇米の綿絲とした時その太さを一番手と稱し、一〇、〇〇〇米に紡いだ時一〇番手、二〇、〇〇〇米の場合二〇番手と稱する。

英國式番手の進み方は普通四番手より二〇番手迄は一手宛進み、二〇番手より五〇番手迄は二手宛進み五〇番手より一〇〇番手迄は五手宛、一〇〇番手以上は一〇手宛進む。
 太絲と云ふのは四番手より二〇番手迄の絲を指し
 中絲は二二番手より四二番手迄
 細絲は四四番手以上のものを云ふ
 英國式番手を表す略號としてはSが使用せられてゐる。例へば 壹絲16S, 20S, 30S, は夫々一六番手、二〇番手、六〇番手の意味である。

紗 布
 土 布
 洋 布
 綿布(機械織)
 支那産の手織綿布
 全巾、花洋布、更紗

(附録三) 主要引用參考文獻目錄

1 清朝以前に於ける文獻

- | | | |
|----------------|------------|-------------|
| 一、齊民要術 | 賈思勰撰 | 後魏代 |
| 二、農桑輯要 | | 至元十年(一二七三年) |
| 三、農桑通訣 | 王楨撰 | 元代 |
| 四、農政全書 | 徐光啓撰 | 明代 |
| 五、羣芳書 | 王象晉撰 | 明代 |
| 六、食貨志 | | 明代 |
| 七、授時通考 | | 清・乾隆七年 |
| 八、棉花圖 | 方觀承 | 同 三十年 |
| 九、棉業圖說 | 農工商部 | 光緒三十四年 |
| 一〇、河北棉花之生産與販運 | | |
| 一一、棉作學 | 馮奎義編 | 民國二十六年 |
| 一二、改進中國農業計畫草案 | 棉業統制委員會編 | 同 二十二年 |
| 一三、北支棉花に關する一考察 | 滿鐵天津事務所調査課 | 昭和十一年 |
| 一四、山東の棉作 | 同 | 同 |

(附録三) 主要引用參考文獻目錄

- 一五、北支に於ける棉作地農村事情 滿鐵天津事務所調査課
- 一六、天津棉花運銷概況 同 昭和十一年
- 一七、河北省棉產調査報告 同 十二年
- 一八、民國二十五年通縣棉作試驗場成績 滿鐵天津事務所調査課編
- 一九、通縣棉作試驗場試驗成績概要 滿鐵北支事務局調査部編
- 二〇、北支に於ける棉花に關する調査報告書 滿洲棉花協會發行
- 二一、棉花栽培上より見たる北支棉花の自然要素と品種 同 康徳三年
- 二二、支那棉花關係調査資料 同 同 四年
- 二三、冀東の棉花 同 同 同
- 二四、民國二十五年冀東植棉事業報告書 同 同 同
- 二五、技術的方面より見たる北支の棉作 同 同 同
- 二六、支那の棉花に就て 同 同 二年
- 二七、蓋平の棉花 同 同 四年
- 二八、山東棉業調査報告 滿鐵北支事務局調査部 昭和十三年
- 二九、華北農產研究改進社第一年度工作報告 外務省調査部 同 十年
- 三〇、棉花關係統計資料 日本棉花栽培協會 同 十四年
- 三一、北支農村救済と植棉改進問題 外務省調査部 同 九年
- 三二、支那に於ける棉花獎勵誌 同 同 十年

- 三三、北寧沿線棉花試作成績 東亞産業協會 康徳二年
- 三四、北支棉花問題概要 天津棉花同業會 昭和十一年
- 三五、北支紡績基礎資料(ドライ) 滿鐵北支事務局調査部 昭和十三年
- 三六、河北省棉產改進會第一年度工作概況(ドライ) 同 同
- 三七、河北省棉產改進會の機構と事業計畫 同 同
- 三八、河北省棉產改進會概況(ドライ) 同 同
- 三九、京漢線棉花の市場價格構成諸因子現態調査報告 同 同
- 四〇、北支に於ける棉作の現狀と開發問題 滿洲中央銀行 同
- 四一、朝鮮總督府木浦棉作支場成績要覽 木浦棉作支場 昭和九年
- 四二、滿鐵農試熊岳城分場要覽 滿鐵農試熊岳城分場 同 十年
- 四三、中國之棉紡織業 方顯廷 著 民國二十三年
- 四四、棉花栽培附山東棉花 江本仁一 著 大正十二年
- 四五、天津棉花と物資集散事情 大島讓次 著 昭和五年
- 四六、中外棉業年鑑 日本棉業俱樂部 同 十二年
- 四七、棉工業と綿絲綿布 西川喜一 著 一九三〇年
- 四八、Chinese Farm Economy: Statistics I. Buck. 昭和四年
- 四九、生産機關の發達より見たる支那棉業 東亞經濟調査局
- 五〇、支那の棉業 附各種商品概況 馬場敏太郎 著

(附錄三) 主要引用參考文獻目錄

五一、支那の物産 第一編纖維工業資源 吉田新七郎著
3 定期刊行物

五二、山東省棉花之生産與運銷 (政治經濟學報)

民國二十五年十月

五三、華棉史之略考 (農學週報)

同 十九年二月

五四、二十年來之棉業 (國際貿易導報)

同 二十年一月

五五、我國棉業之過去與將來 (中央副刊大道)

同 一九年五月

五六、我國各口岸棉花檢驗略史 (河北工商月刊)

同 一八年八月

五七、天津棉鑑 (復刊號、第一卷第一期以下全期)

五八、棉業月刊 (全期)

五九、河北棉產彙報 (第一期以下第四七期迄)

六〇、土壤專報 (北支土壤關係各號)

昭和十五年五月十日印刷
昭和十五年五月十五日發行

北支棉花綜覽 奥附
定價 參圓

編者

南滿洲鐵道株式會社

調查部

發行者

東京市京橋區京橋三丁目四番地
鈴木利貞

印刷者

東京市芝區西芝浦三丁目二番地
川口芳太郎

發行所

株式會社
東京市京橋區京橋三丁目四番地
日本評論社

電話京橋(55) 六九三六
六九三六
六九三六
振替東京 一六番

川口印刷所印刷

終